入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年9月14日

契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 中 村 信



1 工事概要

- (1) 工 事 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排 水設備改修工事
- (2) 工事場所 神奈川県横須賀市野比5-1-1 (独立行政法人国立特別支援 教育総合研究所構内)
- (3) 工事内容 給排水設備改修工事 一式
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和6年3月29日(金)まで。
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資 格確認資料(以下「資料」という。)の提出並びに入札等を紙入札方式にて行う。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第31条及び第32条の規定 に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより格付けした管工事に係る令和5年、6年度の等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書)の記2の等級がA~C等級の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した建物で業務施設、商業施設、共同住宅、教育施設、専門的教育・研究施設、宿泊施設、医療施設、福祉・厚生施設、文化・交流・公益施設の管工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上 記の施行実績を有すること。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること

(当該工事の配置予定の主任技術者又は監理技術者は、専任を必要としない。)。

- ① 2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記(4)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

ただし、経常建設共同企業体の場合であっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

- ③ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ④ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと又は契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人 事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く (入札説明書参照)。)。
- (9) 関東地方に建設業法(昭和24年法律100号)に基づく許可を有する本店、支 店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと(入札説明書参照)。
- (11) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。
- (12) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課専門職員 戸田 電話番号 046-839-6820 E-mail a-keiyaku@nise. go. jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年9月14日(木)から令和5年9月19日(火)までの日曜日、土曜日 及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで。

上記(1)の場所で交付する。

入札説明書の交付に当たっては無料とする。また、メールでも請求できるものと する。なお、当研究所ホームページにおいても、ダウンロードできる。

(https://www.nise.go.jp/nc/about_nise/Information/bid)

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和5年9月14日(木)から令和5年9月20日(水)までの日曜日、土曜日 及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで。

上記 (1) の場所に持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着) すること。提出期間を過ぎたものは受け付けないものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

日 時:令和5年9月28日(木)11時00分

場 所:神奈川県横須賀市野比5-1-1

本研究所研究管理棟2階 第2会議室

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会 社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行 保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約 保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程第56 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS (コリンズ:工事 実績情報システム)等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認さ れた場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場

合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。 病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の配置技 術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般 競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出 することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認 定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水設備改修工事」に係る 入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほ か、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和5年9月14日
- 2 発注者契約担当役独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長中村信一

3 工事概要等

- (1)工事名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水設備改修工事
- (2)工事場所 神奈川県横須賀市野比 5-1-1 (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所構内)
- (3) 工事内容 給排水設備改修工事 一式
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和6年3月29日(金)まで。
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格 確認資料(以下「資料」という。)の提出並びに入札等を紙入札方式により行う。

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第31条及び第32条の規定に 該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣 決定)第1章第4条で定めるところにより格付けした管工事に係る令和5、6年度の 等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書)の記2の等級がA~C等級の認定 を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始 の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再 生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加 資格の再認定を受けていること。)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した建物で業務施設、商業施設、共同住宅、教育施設、専門的教育・研究施設、宿泊施設、医療施設、福祉・厚生施設、文化・交流・公益施設の管工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構

成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。 経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記 の施行実績を有すること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること (当該工事の配置予定の主任技術者又は監理技術者は、専任を必要としない。)。
 - ① 2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記(4)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

ただし、経常建設共同企業体の場合であっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

- ③ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ④ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (6)申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと又は契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7)上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しく は人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと (基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除 く。) なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で 連絡をとることは、競争加入者心得第15第2項の規定に抵触するものではないこと に留意すること。
 - 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会 社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
- (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が 更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 関東地方に建設業法(昭和24年法律100号)に基づく本店、支店又は営業所が 所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの として、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者で ないこと。
 - ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。

- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行 うもとする。
 - (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者
 - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金 等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維 持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難 されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者
 - (二) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。
- (11) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。
- (12) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。

5 設計業務等の受託者等

(1) 上記4(7)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、 次に掲げる者である。

- ·株式会社 明野設備研究所
- (2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

6 担当部局

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課施設専門職員電話番号 0.46-8.39-6.820 E-mail a-keiyaku@nise.go.jp

7 競争参加資格の確認等

(1)本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無の確認を受けなければならない。

上記4 (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4 (1) 及び (3) から (12) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間:令和5年9月14日(木)から令和5年9月20日(水)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで。
- ② 提出先:上記6に同じ。
- ③ 提出方法:申請書及び資料の提出は書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着)することにより行うものとする。提出期間を過ぎたものは受け付けないものとする。
- (2) 資料は、別冊競争参加資格確認資料作成要領に従い作成すること。
- (3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和5年9月22日(金)17時00分までに郵送、メール又は、FAXで通知する。

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記6に同じ。
- 8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限:令和5年9月28日(木)16時00分
 - ② 提出先 :上記6に同じ。
 - ③ 提出方法:書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出 期限内必着。) することにより提出するものとする。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和5年10月4日(水)10時00 分までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- 9 入札説明書に対する質問
- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期限:令和5年9月20日(水)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで。
 - ② 提出先 : 上記6に同じ。
 - ③ 提出方法:書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。) することにより提出するものとする。
- (2) 質問内容及び回答内容は次のとおり閲覧に供する。
 - ① 閲覧期限:令和5年9月26日(火)から令和5年9月28日(木)まで。
 - ② 閲覧先 :上記6に同じ。
- 10 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日 時:令和5年9月28日(木)11時00分
- (2) 場 所:神奈川県横須賀市野比5-1-1 本研究所研究管理棟2階第2会議室
- (3) 入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、入札の際には、契約 担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

11 入札書の提出方法等

(1) 上記 10 (2) に持参すること。郵送又は電送 (ファクシミリ、電子メール) による入札は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正等により税率に改正があった場合は、改正後の税率の適用日以降における消費税額及び地方消費税額は、改正後の税率により計算した額とする。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付(有価証券等の提供又は銀行、契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

13 工事内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内 訳書の提示を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名 並びに工事名を記載すること。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権 利義務を生じるものではない。

14 開札

開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

15 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の

記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した 条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者と していた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に おいて上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

- (1)独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が最低基準価格を下回る場合は、独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所会計細則第54条に基づき調査(低入札価格調査)を行う ものとする。なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合 の取扱いについて」の1を参照すること。

17 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

18 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の違反の 事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極 めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認めら れない。病気等特別な理由により、やむを得ず主任技術者又は監理技術者を変更する場 合は、上記4(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の主任技術者又は監理技術者と同 等以上の者を配置しなければならない。

19 契約書作成の要否等

別冊契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

請負代金(前払金を含む。)は、受注者からの適法な支払請求書に基づき2回以内に支払うものとする。

21 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設組み立て保険契約等を締結するものとする。

22 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、令和5年10月13日(金)17時00分までに書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

書面は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着)に より提出するものとする。

提出場所及び再苦情の申立てに関する手続等を示した書類の入手先は、上記6に同じ。

- 23 関連情報を入手するための照会窓口 上記6に同じ
- 24 手続における交渉の有無 無
- 25 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

26 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者 心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするととも に指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認 して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指 名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有

資格者として申請を行うことができない。

- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。
- (7) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第53条に基づき直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (10) 競争参加資格を認められた者は、提出した資料に基づき入札を行い、施工するものとする。
- (11) 受注者の責により、入札に係る要求要件を厳守できない場合は、再度の施工を行う ものとする。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約額を減額 するものとする。加えて必要に応じて損害賠償要求等を行うことがある。

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第54条に基づき、最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、調査(低入札価格調査)を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) (統一基準における) 直接工事費の額に 10 分の 9.63 を乗じて得た額
- (2) (統一基準における) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) (統一基準における) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) (統一基準における) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
- 2 入札の結果、最低基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と 宣言し、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第 54 条に基づき調査を実施す る。
- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関へ の照会等の調査を行う。
 - (1) その価格により入札した理由
 - (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
 - (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)
 - (5) 手持資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (7) 手持機械数の状況
 - (8) 労務者の具体的供給見通し
 - (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - (10) 経営内容
 - (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
 - (12) (9) の公共工事の成績状況
 - (13) 経営状況(財務諸表の確認)
 - (14) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他)
 - (15) その他必要な事項

提出書類一覧

- 1. 入札書提出前の提出書類
- (1) 競争参加資格確認申請書(別紙様式1)
- (2) 文部科学省における一般競争参加資格通知書の写し
- (3) 同種工事の施工実績(別紙様式2)
- (4) 同種工事の施工実績を証明できる書類
 - ①契約書の写し(又は CORINS の記載部分の写し)
 - ②工事の規模等を確認できる平面図等の写し(必要に応じて添付すること)
- (5) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験(別紙様式3)
- (6) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験を証明できる書類
 - ①配置予定技術者の資格証、免許証の写し
 - ②配置予定技術者の施工経験として記載した工事が記載された主たる工事経歴書の写し
- (7) 公的研究費の不正防止に係る誓約書
- (8) 入札辞退届 (競争参加資格確認申請後に入札を辞退する場合)

<提出方法>

- (1) 提出日 令和5年9月14日(木)から令和5年9月20日(水)までの 9時30分から17時まで ※土日祝日を除く。
 - ((8) は入札及び開札の日の前日まで)
- (2) 提出先 神奈川県横須賀市野比5-1-1 独立行政法人国立特別支援総合研究所総務部財務課施設担当職員
- 2. 入札及び開札時の提出書類
- (1) 入札書((3)の定型封筒に入れ密封する)
- (2) 工事内訳書((1) と同封する)
- (3) 定型封筒(封皮に競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)及び入札 件名を表記し、密封した封の上に入札者の印を押す)
- (4)委任状(代理人又は復代理人の場合)※(3)の定型封筒には入れないこと。
- (5) 競争参加資格確認通知書の写し
- (6) 名刺

<提出方法>

- (1) 提出日 令和5年9月28日(木)11時((4)は事前提出可)
- (2) 提出先 神奈川県横須賀市野比5-1-1 独立行政法人国立特別支援総合研究所研究管理棟2階第2会議室

現 場 説 明 書

工事名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事

- 1 工 事 名 <u>独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事</u>
- 2 工事場所神奈川県横須賀市野比5-1-1
- 3 完成期限 令和6年3月29日(金)
- 4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。
- 5 施工に関する事項
- (1) 工事用地

範囲は別図1、2のとおりとし、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

- (2) 仮設物の設置等
 - ① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の 承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設 障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示に従うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図及び監督職員の指示に従うこと。

- ④ 監督職員事務所
 - ・設ける(号) (・)設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	
(m^2)	201 97 1	201 37 1	331 451	331 47 1	2001 471	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して 設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ その他

- (3) 工事用電力等
 - ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び 使用料は受注者の負担とする。
 - ② 工事用電力
 - ・電力会社と協議の上引き込む
- (・)構内より分岐できる。 ・発電機を使用する。

- ③ 工事用電話
 - ・構外より引込む。
- 携帯電話等で対応する

- ④ 工事用給水
 - ・構外より引込む。
 - さく井する。

- ・構内より分岐できる。
 - ・給水車等を用い構外より搬入する
- ⑤ 工事用電力、給水の引き込み位置、排水は別図監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、構内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を 監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- (7) その他

工事用電力、給水を構内より分岐して使用する場合は、メーターを設置し使用量が分 かるようにすること。使用料金等の料金の納入先は、独立行政法人国立特別支援教育総 合研究所総務部財務課とする。

- (4) その他
 - (・)研究所行事のため、騒音・振動が発生する工事は工事時間帯を制限される場合がある。
 - (・)工事範囲の現場調査は、契約後直ちに監督職員と協議のうえ実施することができる。
 - (・)構内は全面禁煙であるため、敷地内に喫煙所を設けることはできない。
- 6 契約に関する事項
- (1) 文部科学省が定める工事請負契約基準(以下、「基準」という。) の運用
 - ① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

提出しない。

なお、工事費内訳明細書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費 を明示するものとする。

工

- ② 基準第18、第19及び第20の規定により設計変更を行う場合は、「文部科学省発注 工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、実施する。
- ③ 基準第20の規定による工事の一時中止に係る計画の作成
 - ア 基準第20の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中におけ る工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承 諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、 搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小 と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 イ 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

- ④ 基準第26第1項の規定により請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった 日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。
- ⑤ 基準第26第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。
- ⑥ 基準第30第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑦ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額(この額が20万円を越えるときは20万円)に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- ⑧ 基準第30第4項ただし書きの規定を適用する。(災害応急対策又は災害復旧に関する工事に限る。)
- (2) 入札の保証について 入札保証金は免除する。
- (3) 契約の保証について
 - ① 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次のアからクのいずれかの書類を提出しなければならない。
 - ア 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、法人が指定する金融機関に払い込 んだことを証明する書類及び契約保証金納付書
 - (ア) 契約保証金は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下、「本研究所」という。)が指定する口座に契約保証金の金額に相当する金額(請負代金額の10分の1の金額以上)を払い込んで、出納役より契約保証金預り証の交付を受けること。
 - (イ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、 契約担当役の指示に従うこと。
 - (ウ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政 法人国立特別支援教育総合研究所会計細則(以下、「会計細則」という。)第62条の 規定により法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している 場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (エ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金還付請求書を提出すること。
 - イ 契約保証金の納付に代わる担保が、国債(国債に関する法律の規定により登録された 国債を除く)、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫 又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法(昭和61 年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に 関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電 信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び契約担当役 が確実と認める社債の場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書
 - (ア) 有価証券は、本研究所が指定する口座に契約保証金の金額に相当する金額の当該

有価証券を払い込んで、交付を受けること。

- (イ) 有価証券の宛名の欄には、【契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究 所 理事長 中村信一】と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、 契約担当役の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、会計細則第62条の規定により法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求 書を提出すること。
- ウ 契約保証金の納付に代わる担保が、登録された国債又は地方債の場合は、当該登録済 通知書又は登録済書並びに契約保証金納付書
 - (ア) 当該有価証券に質権設定の登録手続を行い提出すること。
 - (イ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、 契約担当役の指示に従うこと。
 - (ウ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、会計細 則第62条の規定により法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を 超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (エ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求 書を提出すること。
- エ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書
 - (ア) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、 契約担当役の指示に従うこと。
 - (イ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、会計細 則第62条の規定により法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を 超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (ウ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求 書を提出すること。
- オ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書
 - (ア) 当該債権に質権を設定し提出すること。
 - (イ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (ウ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、会計細則第62条の規定により法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (エ) 受注者は、工事完成後、契約担当役から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。
- カ 債務不履行により損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保 証金納付書
 - (ア) 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合(以下、「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下、「金融機関等」と総称する。)とする。
 - (イ) 保証書の宛名の欄には、【契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 中村信一】と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事 名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
 - (カ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとする こと。
 - (ク) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合 等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、会計細則第62条の規定により法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合には、別途、超過分を徴収する。
 - (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当役から保証書 (変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還すること。
- キ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
 - (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険 である。
 - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、【契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究 所理事長 中村信一】と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事 名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (カ) 保険期間は、工期を含むものとすること。
 - (キ) 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当

役の指示に従うこと。

- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、会計細則第62条の規定により法人に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ク 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
 - (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定 する金融機関(以下「保険会社等」という。)が保証金額を限度として債務の履行を保 証する保証である。
 - (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、【契約担当役 独立行政法人国立特別支援 教育総合研究所理事長 中村信一】と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (オ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - (カ) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合 等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、会計細則第62条の規定により法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ② ①の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって金融機関等が定め契約担当役の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とし、この場合において、契約情報及び認証情報について電子メールを介して提供すること。

- ※電子証書等 電磁的記録(電子的方法、電磁的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により発行された保証書又は証券をいう。
- ※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。
- ※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。
- ※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワード をいう。
 - なお、保険会社の発行する電子証書等(以下「PDF発行証券」という。)については、

暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法 については、以下のいずれかによるものとし、保険会社に確認し、指定された手順を踏 むこと。

ア 保険会社から発注者へ提出

受注者は「(保険会社の)発信メールアドレス」と「契約情報及び認証情報」を電子メールを介して提出し、保険会社は発注者側受信メールアドレスにPDF発行証券を送信する。

イ 受注者を通して発注者へ提出

受注者は「(受注者自身の)発信メールアドレス」を電子メールを介して提出し、発 注者側受信メールアドレスにPDF発行証券と「契約情報及び認証情報」を送信する。

(4) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティーネット債務保証事業のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができる。

(5) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」(昭和52年4月26日中央建設業審議会決定)に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン(第8版)一元請負人と下請負人の関係に係る留意点一」(令和4年8月国土交通省不動産・建設経済局建設業課)により適切な取引をすること。

(6) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設省建設経済局長通知)において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(7) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(8) 請負代金の支払

請負代金(前払金及び中間前払金を含む。)は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課から 2 回以内に支払うものとする。

(9) 請負代金の前払い

① 公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2+以内の額の中間前払金を請求することができる。

ただし、中間前払金の請求は、請負代金額が2,000万円以上であって、かつ、工期が150日以上である場合に限り請求できるものとする。

② 前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サー

ビス上にアップロードされた電子証書(電磁的記録により発行された保証証書をいう。 以下同じ。)を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当役に提供し、 契約担当役は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法と し、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について電子メールを介して提供 すること。

(10) 契約不適合責任

基準第43及び第57による。

(11) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約(共済その他これに準じる機能を有するものを含む。)を締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人(リース仮設材を使用する場合には、 リース業者を含む。)とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用(解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。)が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額(免責額)

請負代金額の1000分の5の額(この額が20万円を超えるときは20万円)未満とすること。

⑥ 保険金請求者 受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求 償権不行使特約を付帯すること。

イ 水災危険担保特約を付帯すること。

- ウ 次の付保条件により、建設工事特約を付帯 (請負業者賠償責任保険その他これに準 じる機能を有するものを付保することを含む。) すること。
 - (ア) 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。
 - (イ) 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。
 - (ウ) 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。
- (1) 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。
- エ 損害てん補限度額は、1事故につき 5,000万円以上又は請負代金額が 5,000 万円に満たない工事については請負代金額と同額とすること。

⑨ その他

- ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、 受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げる ものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。
- イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。
- ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に 提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発 注者に提示すること。
- エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。
- (12) 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年6月14日法律第35号)に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険(法定外の労災保険)へ加入すること。

- 7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1) 本研究所が発注する建設工事(以下、「発注工事」という。)において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者(以下、「暴力団員等」という。)による不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと(以下「警察への通報等」という。)。
 - (2) (1)により警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること(以下「発注者への報告」という。)。
 - (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
 - (4) 前記(1)及び(2)の「警察への通報等」及び「発注者への報告」を怠ったことが確認された場合の措置について
 - ① 指名停止又は文書注意

暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして指名停止となる。

なお、指名停止に至らない事由の場合は、指名停止措置要領第12に規定する書面による注意の喚起(以下「文書注意」という。)に該当するものとして文書注意となる。

② 工事成績評定への反映

工事成績評定要領(平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁)に基づき、 前記①による指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者について

8 その他

(1) 工事実績情報サービス (CORINS) への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス(CORINS)へ登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働 基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、 一般社団法人全国建設業協会刊「建設現場の賃金 管理の手引き」によること。

- (3) 建設業退職金共済制度の履行
 - ① 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書 (発注者用)を工事請負契約締結後原則1月以内(電子申請方式による場合にあっては、 工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績報告総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) 工事成績評定について

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領(平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁)による工事成績評定の対象工事である。

- (5) ワンデーレスポンスの実施について 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ① ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。
 - ② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
 - ③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入 又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事 現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、

監督職員との打ち合わせにおいて定める。

- ② 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成検査確認通知書」等における日付)とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。)。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務 手続、片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完 成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「検査結果確認通知書」等における日付) とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることをいう。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いとついて
 - ① 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下のア〜クの要件を全て満たさなければならない。
 - ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)については、これら複数の工事を一の工事とみなす)
 - オ 特例監理技術者が兼務できる工事は、発注者が国立大学法人等、国、特殊法人等及 び地方公共団体かつ施工場所が茨城県つくば市内の工事でなければならない。

- カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。
- キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項アークの事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ (CORINS) への登録を行うこと。

(9) 特別重点調査を受けた者との契約について

- ① 「低入札価格対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- ② 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、施工体制台帳の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。
- ③ 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、仕様書に基づく施工計画の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。なお、受注者が②及び③に違反して、ヒアリングに応じなかった場合には指名停止措置要領別表第一第3号に該当することがある。

(10) 市場単価の運用の試行について

本工事は、「文部科学省直轄工事における市場単価の運用の試行について(通知)」(令和5年3月30日付け文教施設企画・防災部参事官通知)を適用する工事である。本運用では、賃金の押し下げをできる限り取り除くとともに、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を単価に反映するため、市場単価及び補正市場単価を次表のとおり補正し、予定価格を作成している。

111111111111111111111111111111111111111						
	対象工種 ^{注)}	補正率				
建築工事	全ての工種	1. 01				
電気設備工事	「プルボックス用接地端子」、	1. 01				
	「防火区画貫通処理金属					
	管・丸型用」以外の配管工事					
	配線工事	1. 01				
	接地工事(屋外)	1. 01				
機械設備工事	全ての工種	1. 01				

^注対象工種に属するすべての規格・仕様に適用する。

(11) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」の「3. (3) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領」の「3.(3)撮影方法」による。なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影(従来の方法)」を併用することは差し支えない。(例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される)。

③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事

図 面 リスト								
図面番号	図 面 名 称		縮 尺					
共-01	特記仕様書(1)		N.S					
共-02	特記仕様書(2)		N.S					
共-03	特記仕様書(3)・凡例・既存機器表		N.S					
共-04	配置案内図・工事概要		1/1000(A3)					
P-01	研究管理棟 給排水設備 系統図	(改修)	N.S					
P-02	研究管理棟 給排水設備 地下1階・1階平面図	(改修)	1/400(A3)					
P-03	研究管理棟 給排水設備 2階平面図	(改修)	1/400(A3)					
P-04	研究管理棟 給排水設備 3階平面図	(改修)	1/400(A3)					
P-05	研究管理棟 給排水設備 屋上階平面図	(改修)	1/400(A3)					
P-06	研究管理棟 給排水設備 便所廻り詳細図(1)	(改修)	1/100(A3)					
P-07	研究管理棟 給排水設備 便所廻り詳細図(2)	(改修)	1/100(A3)					
P-08	体育館棟 給排水設備 2階平面図	(改修)	1/60(A3)					
P-09	研究管理棟 給排水設備 地下1階・1階平面図	(撤去)	1/400(A3)					
P-10	研究管理棟 給排水設備 2階平面図	(撤去)	1/400(A3)					
P-11	研究管理棟 給排水設備 3階平面図	(撤去)	1/400(A3)					
P-12	研究管理棟 給排水設備 屋上階平面図	(撤去)	1/400(A3)					
P-13	研究管理棟 給排水設備 便所廻り詳細図(1)	(撤去)	1/100(A3)					
P-14	研究管理棟 給排水設備 便所廻り詳細図(2)	(撤去)	1/100(A3)					
P-15	体育館棟 給排水設備 2階平面図	(撤去)	1/60(A3)					
A-01	研究管理棟 地下1階・1階平面図 (仮設	・建築工事等)	1/400(A3)					
A-02	研究管理棟 2階平面図 (仮設	:•建築工事等)	1/400(A3)					
A-03	研究管理棟 3階平面図 (仮設	:•建築工事等)	1/400(A3)					
A-04	体育館棟 1-2階平面図 (仮設	・建築工事等)	1/60(A3)					
参考-1	研究管理棟 給排水設備 屋外平面図(給水)・受水槽廻り平面[図 (既存)	1/300(A3)					
参考-2	研究管理棟 給排水設備 系統図	(既存)	N.S					

	件 名	F 名 国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事			
	図面名	図面リスト	図番	-	
Ī	縮尺	N.S		令和5年	6月
ı	7HB / C			担当者	担当者
	国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課				

国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事

I工事概要

1.工事場所 神奈川県横須賀市野比5丁目1-1

2. 完成期限 <u>令和 6年 3月7日(月曜日)</u> ただし財政法の定めによる承認を得た後に、令和 年 月 日()まで延長する予定である。

0. 建物城安				
建物名	名 称	研究管理棟	体育館棟	
工利	工種		改修	
構造		RC造	RC造	
階数		地下1階/地上3階	地下0階/地上2階	
建築基準法による	建築面積(㎡)	-	1	
建栄基学 広による	延べ面積(㎡)	7, 409. 5	1, 705. 5	
消防法施行令別表第一の区分		-	-	
改修面積(㎡)		-	1	
建物使用	の有無	有	有	

車種日 (●印の仕いたまのが対象工事種日

4. 工事種目(●印の付いたものが 建物別及び屋外	<u> </u>	事	種	別
工事種目	研究管理棟	体育館棟	屋外	
○空気調和設備				
○換気設備				
○排煙設備				
○自動制御設備				
●衛生器具設備	一式	一式		
●給水設備	一,走	一,	一式	
●排水設備	一式	大一	一式	
○給湯設備				
○消火設備				
○ガス設備	·			
○雨水利用設備				
●撤去工事	一式			

○有 対象部分(5. 指定部分 ●無 年 月 日 指定部分工期 ○有 令和 年 月 日(曜日) 6. 概成工期 ●無 (第1編1.1.2) [第1編1.1.2]

7. 設備概要(●印の付いたものを適用する)

方式及び種別	設 備 概 要
給水方式	●受水槽加圧給水方式・高架水槽方式
排水方式	●建物内分流式(汚水・雑排水系統)

- 1. 共涌什様
- (1)文部科学省発注工事請負等契約規則(文部科学省訓令第二十二号)別記第1号の工事請負 契約基準、現場説明書、図面 22 枚及び本特記仕様書3枚によるほか、●印の付いた
 - ◆ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(今和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
 公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)
- 文部科学省機械設備工事標準図(特記基準)(平成31年版)(以下「文科標準図」という。)
 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)(以下「破修標準仕様書」という。)
 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)
- 文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
 ◆ 文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科供準圏」という。)
- 工事写真撮影要領(令和元年7月)
- (2)建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。 なお、建築工事の特記仕様書は()図、電気設備工事の特記仕様書は()図による。

2. 特記仕様

- (1) 本特記仕様書の表記
- 1) 項目に記載の(第 編 .)内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。
 3) 項目に記載の(第 編 .)内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。
 3) 項目に記載の(第 編 .]内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。
- 3) 項目に記載の[第 編 .] 内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。 4) 項目に記載の<第 編 . >内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。

○適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を
	用いる。●風圧力
	風速 (Vo= 34 m/s)
	● 地表面粗度区分(II) ● 積雪荷重
	建設省告示第1455号における区域 別表 (二十四)
O 75 5 10 10 14 14	 この工事現場に、下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。
○電気保安技術	
(第1編1.3.2	
[第1編1.3.2	1.第3種電気主任技術者以上の資格を有する者2.1級電気工事施工管理技士の資格を有する者
	3. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において,
	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関 ○
	する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者 4.旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者
	の検定に合格した者
	5.公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧 試験に合格した者
	6.第1種電気工事士の資格を有する者
	7.2級電気工事施工管理技士の資格を有する者 〇
	8.第2種電気工事士の資格を有する者
	9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上
	の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科におい て一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて ○
	卒業した者
	工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、
	監督職員に報告する。
# - 2 /4	サ 00 工事が西による
● 施工条件 (第1/51 2 2	<u>共-03 工事概要による。</u>
(第1編1.3.3	
[第1編1.3.3	
● 環境への配	歳 (1)本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する
(第1編1.4.1	法律(平成12年法律第100号)」に基づく「環境物品等の調達の推進
[第1編1.4.1	【 □
[351MH1.4.1	りのカガーな共工争」の即日を制建する場合は、刊劇の基準等を制たする。
	(2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び 性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
	■ ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、
	MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、
	壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材
	料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に
	応じた材料を使用する。
	②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有 量が少ない材料を使用する。
	③接着剤は、可塑性(フタル酸ジーnーブチル及びフタル酸ジー2ー エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加さ
	れていない材料を使用する。
	④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類
	は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないない。発表がためていない共和さに関します。
	いか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	(3)設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、
	「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分 「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
	①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び 第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
	②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の
	認定を受けた材料
	③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデ
	ヒド発散建築材料
	④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の
	認定を受けた材料
	(4)機器の性能は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築
	物省エネ法)に基づいた性能基準を満たすものとする。
I	
●機材の品質等	通常有すべき具質及び性能を有するものとする
(第1編1.4.2	应市行り、この具及い江北を行りるものこりる。
[第1編1.4.2	
●機材の検査等	監督職員の行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。
機材の検査に	
う試験	配管材・継手類
(第1編1.4.5	
[第1編1.4.5	~6] 保温材 ● ○
1	
●施丁調本	事前調査 ●本工事 ○別涂
●施工調査 「第1編1 5 1	事前調査 ●本工事 ○別途
●施工調査 [第1編1.5.1	調本内容

○技能士 (第1編1.5.2) [第1編1.6.2]	下記の職種及び作業に適 ○配管(配管工事) ○熱絶縁施工(保温工事	○建築	延板金(: 東空気調和		製作及び耳 布工	文付)
○施工の検査等・	▼ 下記の施工部分は、監査	S職員の検査	. ±Δ1	· 烩本	一件っ計	除た四ける
検査に伴う試験・立会い等	施工部分			式 験	備	考
・		0	0	0		
[第1編1.6.5~7]		0	0	0		
		0	U	0		
○ 技術検査 (第1編1.6.2) [第1編1.7.2]						
●完成時の提出図書	工事完成後提出する完成D	図等の種類及で	び提出部	数は下	記による	,
(第1編1.7.1~2)	名 称	1	体 裁	等		部 数
[第1編1.8.1~3]	完 成 図	A1版トレー:	シングペ	-/ ! —		
	● 完 成 図	見開きA3版				1
	施 工 図 ●施 工 図	A1版トレー: A3版	シングベ	(—/ĭ—		
	●完成図書	АЗДХ				+ -
	・各種試験成績書 ・関係官庁届出書(写) ・マニュフェストヒ票(写)	ファイル閉	じ及び電	子デー	· 9	1
						\sqcup
	●工事写真帳	電子データ				1
	CADデータ(●要 提出:完成®		ファ	イル形	式:JWW、	DXF
	貸与する設計図のCAD 貸与条件:貸与する 作成の為 提出方法:		本工事に	おける	イル形式 施工図又	
○保全に関する資料 (第1編1.7.3) [第1編1.8.4]	下記に示す機器及びシス る職員に対しその機能・ を説明するものとする・ ② 設備台帳(EXCELファ 〇 フロン排出抑制法に	操作の説明、 マイル)を提出 こ伴う機器管理	保守点を すること 里台帳及	倹の要 領 ∶。	頁及び障害	野時の対策等
○他工事又は他工	(EXCELファイル): 図面に特記なき場合は、					
種との取り合い						
○電動機 (第2編1.2.1) [第2編1.2.1]	換気扇、圧力扇及び標準 護規格は、製造者規格に				ヽものの電	動機の保
〇電源周波数	○50Hz ○60H	Ηz				
○容量等の表示	(1)機器類の能力、容 (2)電動機出力、燃料 表示された数値以	消費量、圧力				
○総合試運転調整 (第2編1.3.1~3) [第2編1.3.1~3]	本工事別途調整項目(測定箇所等風量調整水量調室内気流及びじんあ雑用水の水質の測定	整 室内外 いの測定 〇馬	空気の温	温湿度の		/質の測定
●足場その他 (第2編4.1.1) [第1編2.2.1~3]	○別契約の関係受注者が ●本工事で設置する。(「手すり先行工法に関 っては、同ガイドライ で等に関する基準」に 行専用足場方式により	A-01図参照) するガイドラ ンの別紙1「 おける2の(2	イン」に 手すりダ	に基づく も行工法	(足場の影 法による足	改置に当た 2場の組立 3手すり先
	○内部足場(○) 種 ・一角を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 種) び既設RC壁・ほ で適切な養生	末等の孔 を行い、	明けの周囲	際は、ビ と汚損しな	○ 種) ニールシ いよう
●埋め戻し土・盛	●根切り土の良質土	●山砂の類				
土 (第2編2. 7. 1) (第2編4. 2. 1) [第2編7. 1. 1]	地中配管の周囲には山	砂の類を施す	こと。			
●建設発生土の処 理方法 (第2編4.2.1)	●構内敷きならしとする	。 〇構外	に搬出し	ン、適 ^も	刃に処分す	-る。
[第2編7.1.1] ●地中埋設標等	(1)地中埋設標	○要(図示Ⅰ	こよる)	0	不要	
(第2編2.7.1~3)	(2) 埋設表示テープ				不要	1

〇 耐震措置

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて建築設備耐震設計 施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。

(1)機器の据付け及び取付け

設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯 槽にあっては有効質量)に、地域係数・Δ・及び次に示す設計用標準 水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

	機器種別	* 半番別 ○特定の施設		○一般の施設		
	①女石計1里 /)リ	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	
上層階	機器	2. 0	1.5	1.5	1.0	
屋上及び	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	
塔屋	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	
	機器	1.5	1. 0	1. 0	0.6	
中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	
地階・1階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	

- 上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、 10~12階建の場合は上層経路に 178回は上層経路に 178回は上層経路に 178回に 1

- 消火等の防災機能を果たす設備機器

重要機器は次による。

(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。

- (3) 吊りボルト等で吊り下げる機器は1m以上となる場合、全て振れ止めを行うこと。
- (1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。 ○呼び径60Su以下(○SAS322を満足した継手) (2) 溶接部の非破壊検査 ○不要 ○要 (3) 耐火二層管は各階立管に1箇所、伸縮継手を設置すること。

(第2編2.2.12) [第2編2.1.1]

(第2編2.9.1~5)

●配管 (第2編第2章) [第2編第2章] <第2編1.1.1> <第2編2.1.1>

●絶縁継手

●試験

[第2編2.7.1~5] ●保温

(第2編3.1.1~6) [第2編3.1.1~3]

)塗装

(第2編3.2.1) [第2編3.2.1]

電線類 (第2編4.7.1)

) 電線の色別 (第2編2.1.3) (第3編1.1.4) [第2編2.1.4]

●既存躯体への

[第2編5.2.1]

●その他

給水、給湯、開放系の冷温水及び冷却水機器接続部の金属材料と 配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合(鋼とステンレス、鋼と銅)は 絶縁継手を使用し絶縁を行うものとする。

標準仕様書第2編によるほか次による。ただし、各工事種目で別に指定

既設配管を含む部分の試験●要(方法及び圧力:給水管:水圧試験0.75MPa) (方法及び圧力:排水管:通球試験) ○不要

されたものは除く。

● 多温箇所(ビット・屋外露出部分)はポリスチレンフォーム保温筒とする。
○ 共同構内の保温種別は下記による。

● 屋外露出配管の内、外壁沿のステンレス鋼板は艶消し仕様とする。

次の露出配管は、塗装又は記載の仕上げとする。

配線及び主向路の導体の色別は、次による

	0	標準仕様書に	よる。			
_	0	配線及び主回	路の導体の色	別は、下記に	よる。	
		電気方式	第1相	第2相	第3相	中性相
	高圧	三相3線式	赤	白	青	\setminus
		三相3線式	赤	接地側 白	黒	
	低	三相4線式	赤	青	黒	白
		単相2線式	赤(青)	接地側 白		
	圧	単相3線式	赤	青		白
		直流2線式	青	白		
		(1)分岐回	1路の色別	分岐前の色別	による。	
	配	(2)発電回	路の第2相	接地側の電線 (無停電回路	の色は黄色と 含む)	する
		(3)切替回	路の2次側	規定しない。		
	線	(4)漏電遊 接地	断器回路の	3713254 6 122 -	した時の接地。 一般接地線と	Davis Community
		共通事項		配線(1)~	・(4) による	
	分電盤類		及び遠近の から見た状態	イ)上下の別 線式は、 ウ)遠近の別	は、左からと は、上からと 下からとする。 は、近いほう 式は、遠いほ	し、直流2 からとし、
/#: #K	7.3	57@A9951=-01.7	era Maria I. W		,	,

本語の (a) 配電盤類については、次による。
(1) 左右、遠近の別は、各回路部分における主となる開閉器の操作側又はこれに準する側から見た状態とし、労電整類による。
(2) 三相回路又は相相 第式回路より分核する回路は分娩前の色別による。
(3) 三相交流の相は、第 1 相、第 2 相、第 3 相の順に相回転するものとする。
(b) 屋外東定路線の色別は、監管職員の承銘を受けること。
空辺 排出法と称用: (唯一左手化上のペラーエール)

穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給

が停止できる附属装置等を用いて施工する。

●はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に下記の方法により 埋設物調査を行い、監督職員に報告する。

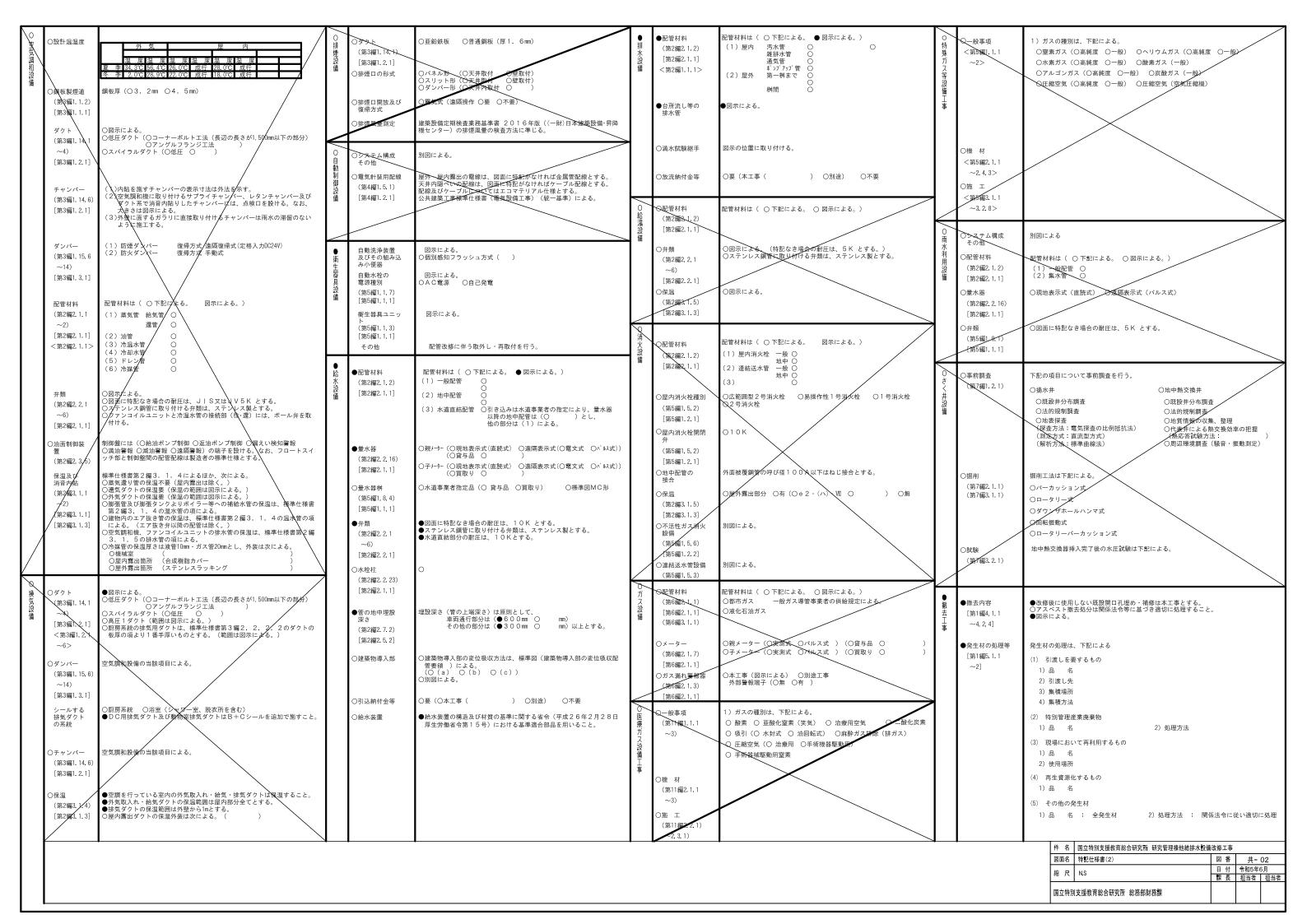
〇走査式埋設物調査 ●放射線透過検査

●配管系統表示、バルブ札、点検口表示を行うこと。

●飲料水は水質検査(残留塩素測定)を見込み、フラッシングは適宜行うこと。

此 名 国立特别支援教育经会研究所 研究管理协会线求配借办修工事

무	国立付加又拨款自秘占明九加 明九官往休他和孙小故师	以修工争		
図面名	特記仕様書(1)	図番	共-	01
縮尺	N.S	日付	令和5年6月	
MB /C N.3		課長	担当者	担当者
国立特別	支援教育総合研究所 総務部財務課			



提出書類一覧

書類名称	提出時期	部数	備考
施工計画書(総合)	着手前	1	安全・品質・工程・発生材・仮設等
施工要領書(配管)	該当工事の着手前	1	
施工要領書(保温)	該当工事の着手前	1	
施工要領書(試験)	該当試験の着手前	1	
施工体制台帳	該当職種の着手前	1	
工事写真 (施工・資材)	検査まで	1	※適宜確認する場合あり。
産業廃棄物処理報告書	検査まで	1	マニュフェスト伝票、搬出写真 他
試験記録報告書	検査まで	1	実施結果を一覧表にまとめ、試験時の写真、必要に応じ試験範囲の実施図添付
工事工程表 (総合)	契約後速やかに	1	
工事工程表 (月間)	毎月末又は打合せ時	1	当月の実施工程、翌月の予定工程 予定・実施出来高も記入する。
施工図	該当工事の着手前	1	
打合せ議事録	打合せ後速やかに	1	定例・分科会、その他打合せ時
設計変更関係書類	該当工事の着手前	1	変更点の概要、概算金額等をリストにまとめること。
契約関係書類は特総研財務課の指示によ	よる。 上記書類の提出先	は監理者(居な	い場合は監督員)とし、監理者確認後に監督員へ提出を行う。
・各提出書類の書式は任意とする。			

メーカーリスト(参考)

名 称		製造				備考	
受水槽	三菱ケミカル	積水アクア					
高架水槽	三菱ケミカル	積水アクア					
給水ポンプ	荏原製作所	テラル	川本ポンプ				
配管類	JISマーク	水マーク表示品	HASS表示品				
弁類	東洋バルブ	日立金属	キッツ				
可とう継手	テクノフレックス	トーゼン産業	ゼンシン産業				
保温材	JISマーク						
 ※規格番号中、JW	/WAは日本水道協会規格	・ ・ ・ WSPは日本水道鋼	管協会規格、HASSは	空気調和 衛生工学	 会規格を表す。		

凡 例

記号	名 称	配管材料	備考
	給水管	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)	屋内、屋外一般
	給水管	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)	土中
	7.66 ± 11 ± 1.00	耐火二層管	屋内一般
	雑排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	土間・ピット
	汚水管	耐火二層管	屋内一般
	污水官	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	土間・ピット
	· 文 与 佐·	耐火二層管	屋内一般
	通気管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	その他
	屋外排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	
\longrightarrow	仕切弁	給水・給湯はJIS 10K 排水はJIS5K	
¤ ¤	水栓 (水、湯)		
Ø	フラッシュ弁		
)DI	湯水混合水栓		
₩	シャワー金具		
⊜	床排水金物(T5A, B)		
0	床上掃除口 (COA, B)		
	間接排水口		
М	量水器		
	汚水桝	詳細は桝リストによる。	
\boxtimes	雨水桝	詳細は桝リストによる。	
	埋設標示	植栽部:コンクリート製 その他:鉄製	

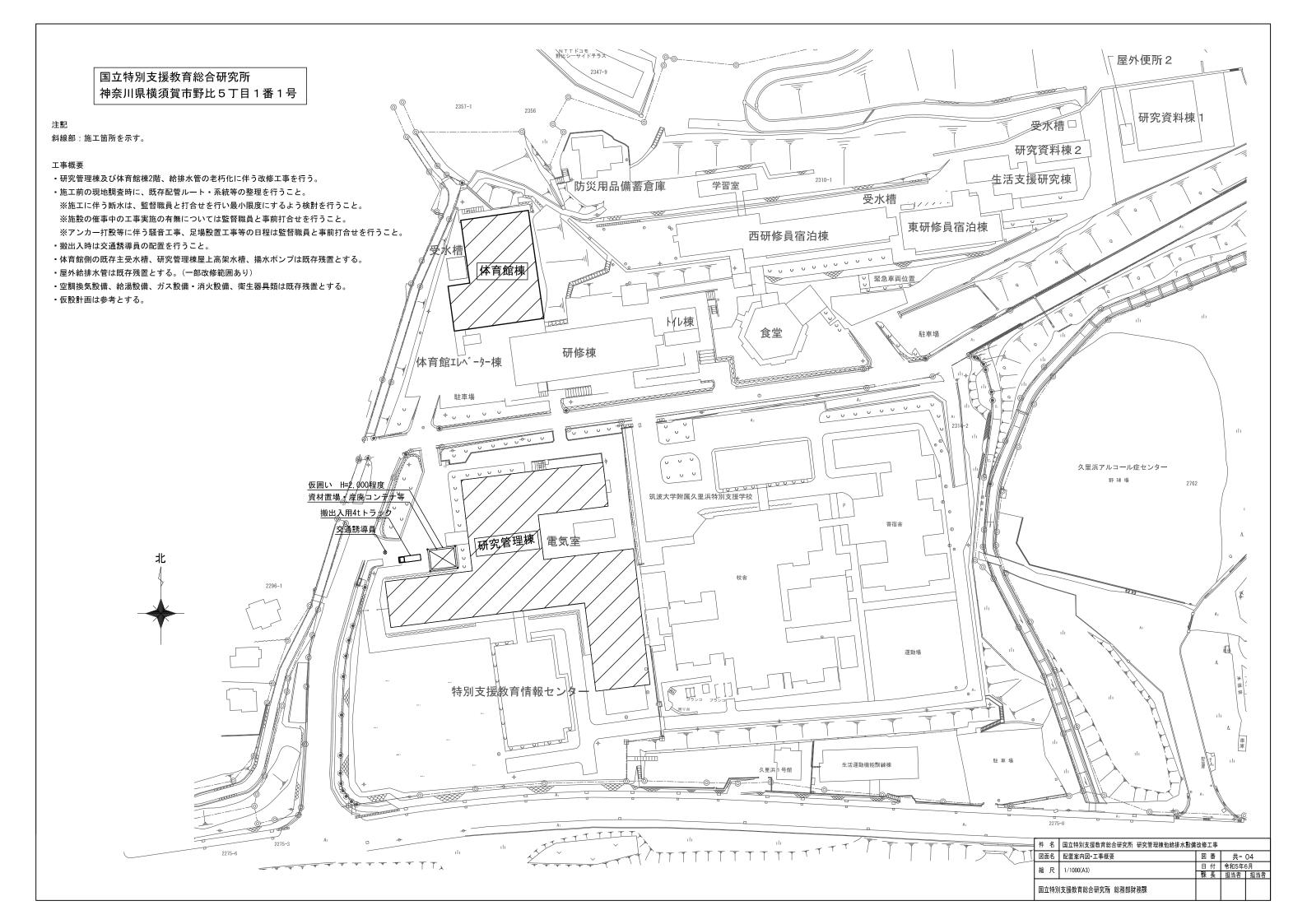
給排水衛生設備機器表(既存)

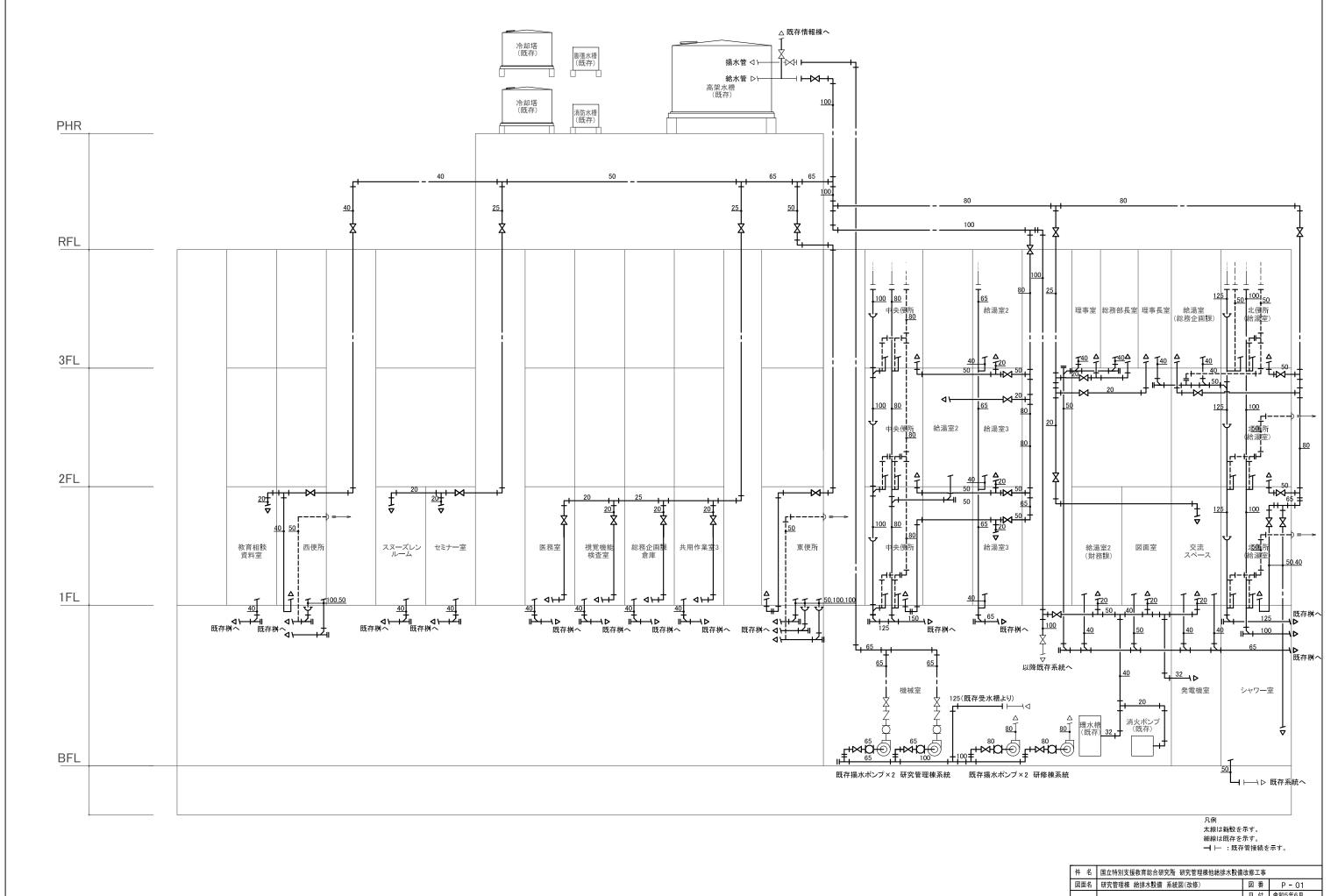
記号	機器名	台数	機器仕様		電力	量	起動	設置場所		備考		
, ac 평					機 器 仕 様	φ	٧	kW	起劉	階	室名	備考
T-1	受水槽	1	型	式	: FRP製単板2槽式					1階	体育館棟外部	
			容	量	: 40㎡(有効容量) • 50㎡(呼称容量)							
			寸	法	: 5.0 (W) ×4.0 (D) ×2.5 (H)							
T-2	高架水槽	1	型	式	: FRP製単板2槽式					R階	研究管理棟塔屋	
			容	量	: 10㎡(有効容量) · 11.25㎡(呼称容量)							
			寸	法	1.5 (W) ×3.0 (D) ×3.0 (H)							
P-1	上水揚水ポンプ	1組	型	式	: ナイロンコーティング製多段渦巻ポンプ	3	200	3.7×2	直入	地下1階	研究管理棟機械室	研究管理棟系統
		(2台/組)	制	御	: 自動交互運転							
			能	カ	: $65 \phi \times 280 L/min \times 39m$							
P-2	上水揚水ポンプ	1組	型	式	: 立形多段ポンプ	3	200	3.7×2	直入	地下1階	研究管理棟機械室	研修棟系統
		(2台/組)	制	御	: 自動交互運転							
			能	カ	: 50 φ × 0. 1∼0. 4m³/min × 62∼32m							

(撤 去)

記号	名 称	配管材料	備考
	給水管	水道用硬質塩ビライニング鋼管 (VB)	屋内、屋外一般
	給水管	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)	土中
	雑排水管	排水用硬質塩ビライニング鋼管(DVLP)	屋内一般
	推排水官	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	土間・ピット
	汚水管	排水用硬質塩ビライニング鋼管(DVLP)	屋内一般
,	77小官	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	土間・ピット
	通気管	配管用炭素鋼鋼管(白)	屋内一般
	世メ目	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	その他
	屋外排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	
$ \longrightarrow \bowtie \longrightarrow$	仕切弁	給水・給湯はJIS 10K 排水はJIS5K	
¤ w	水栓 (水、湯)		
Ø	フラッシュ弁		
)DC	湯水混合水栓		
₩	シャワー金具		
⊜	床排水金物(T5A,B)		
0	床上掃除口 (COA, B)		
0	間接排水口		
M	量水器		
	汚水桝	詳細は桝リストによる。	
	雨水桝	詳細は桝リストによる。	
	埋設標示	植栽部:コンクリート製 その他:鉄製	

件 名	国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備	改修工事		
図面名	特記仕様書(3)・凡例・既存機器表	図番	共-	03
縮尺	N.S	日付	令和5年6	6月
WH /	N,O	課長	担当者	担当者
国立特別	支援教育総合研究所 総務部財務課			





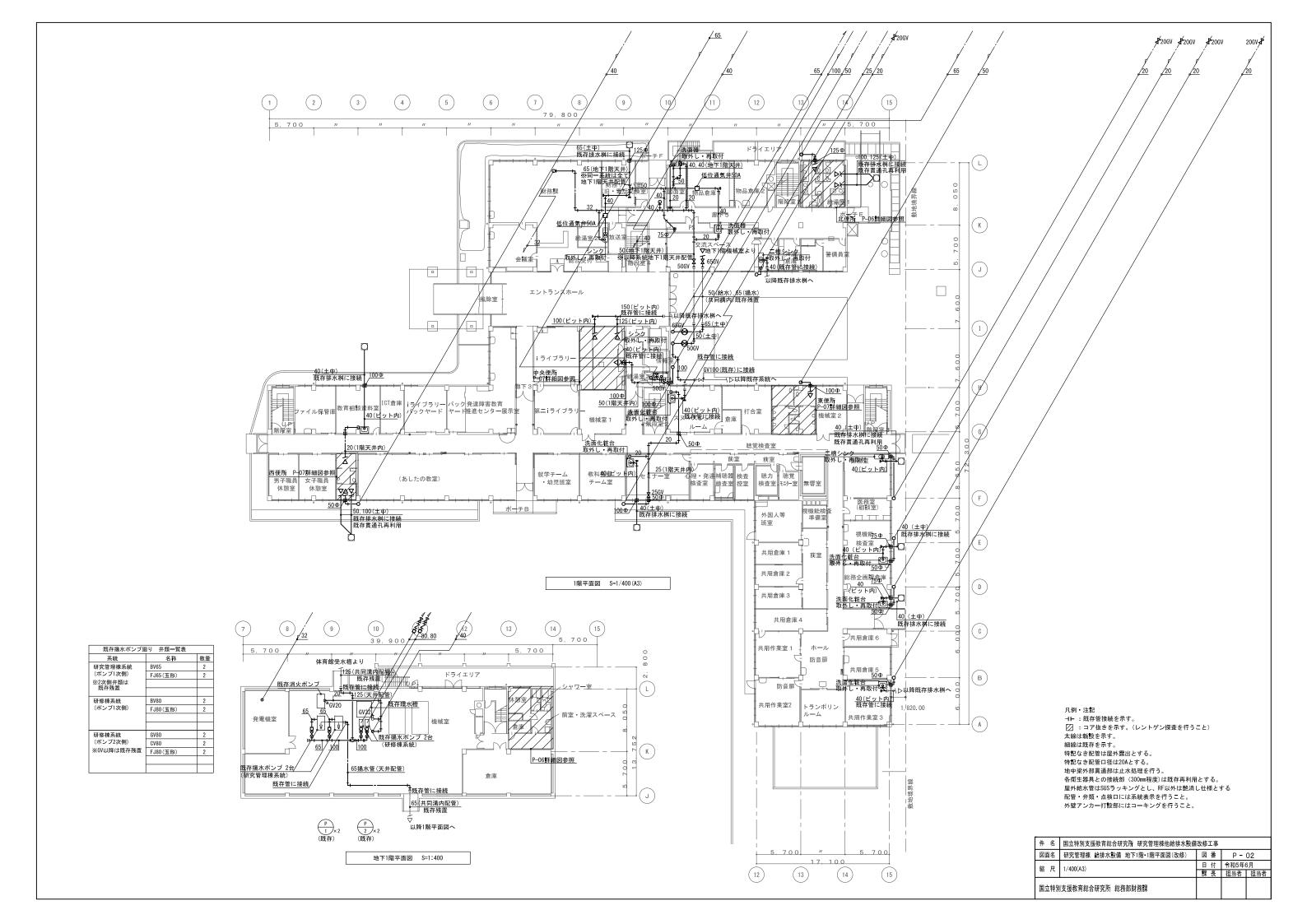
 中名
 国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他結排水設備或修工事

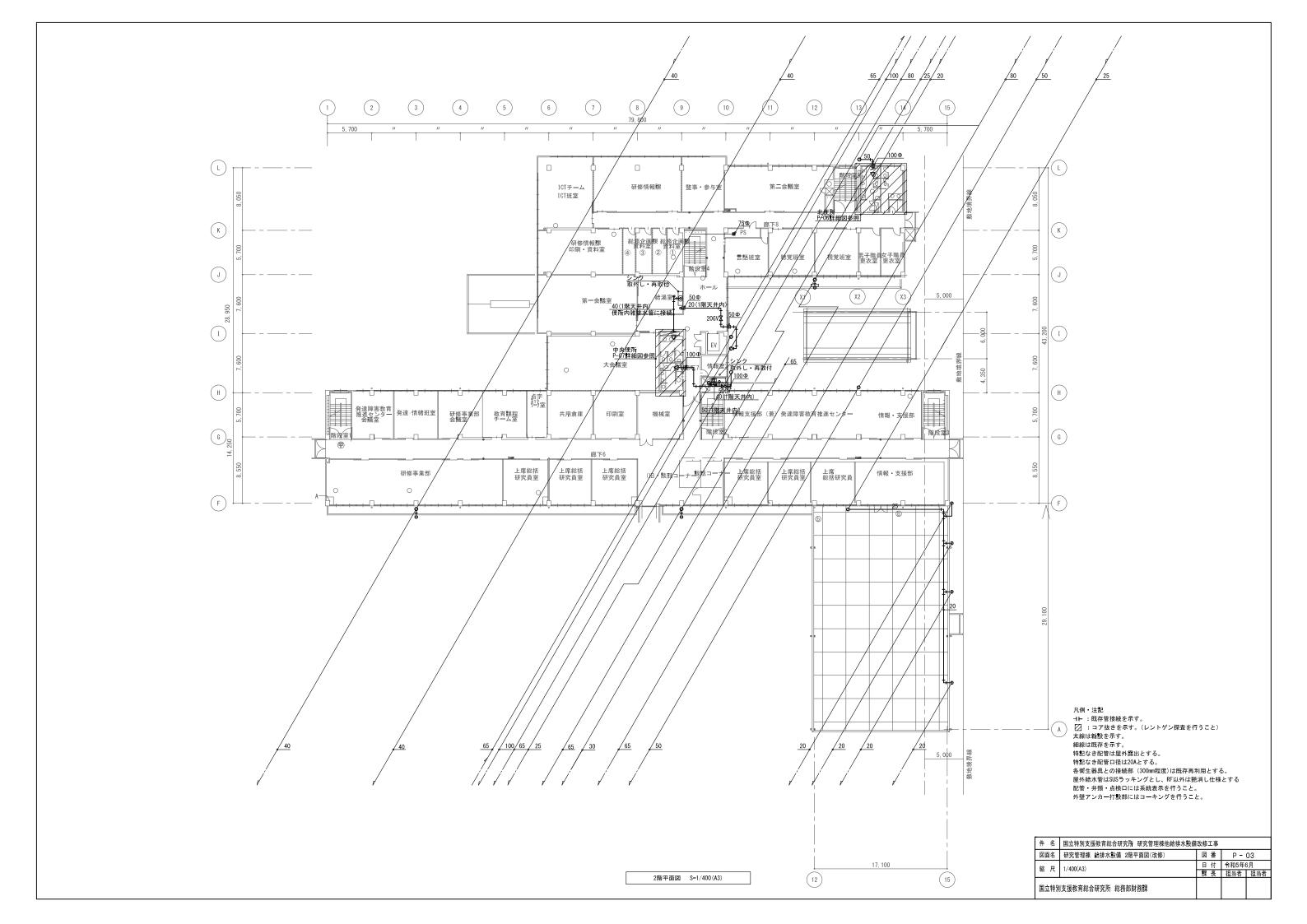
 図面名
 研究管理棟 給排水設備 系統図(改修)
 図 番
 P - 01

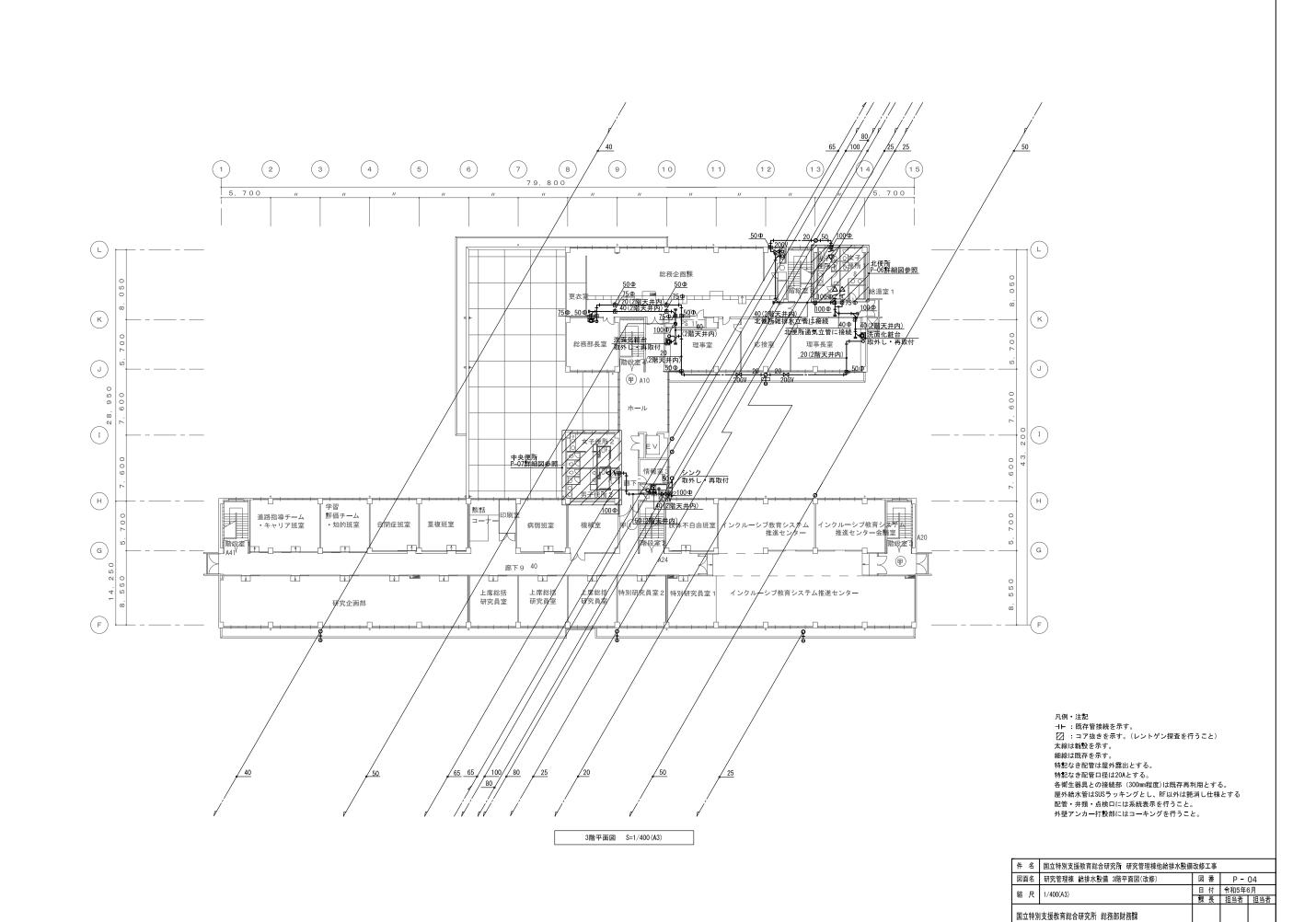
 箱尺
 N.S
 日 付 令和5年6月

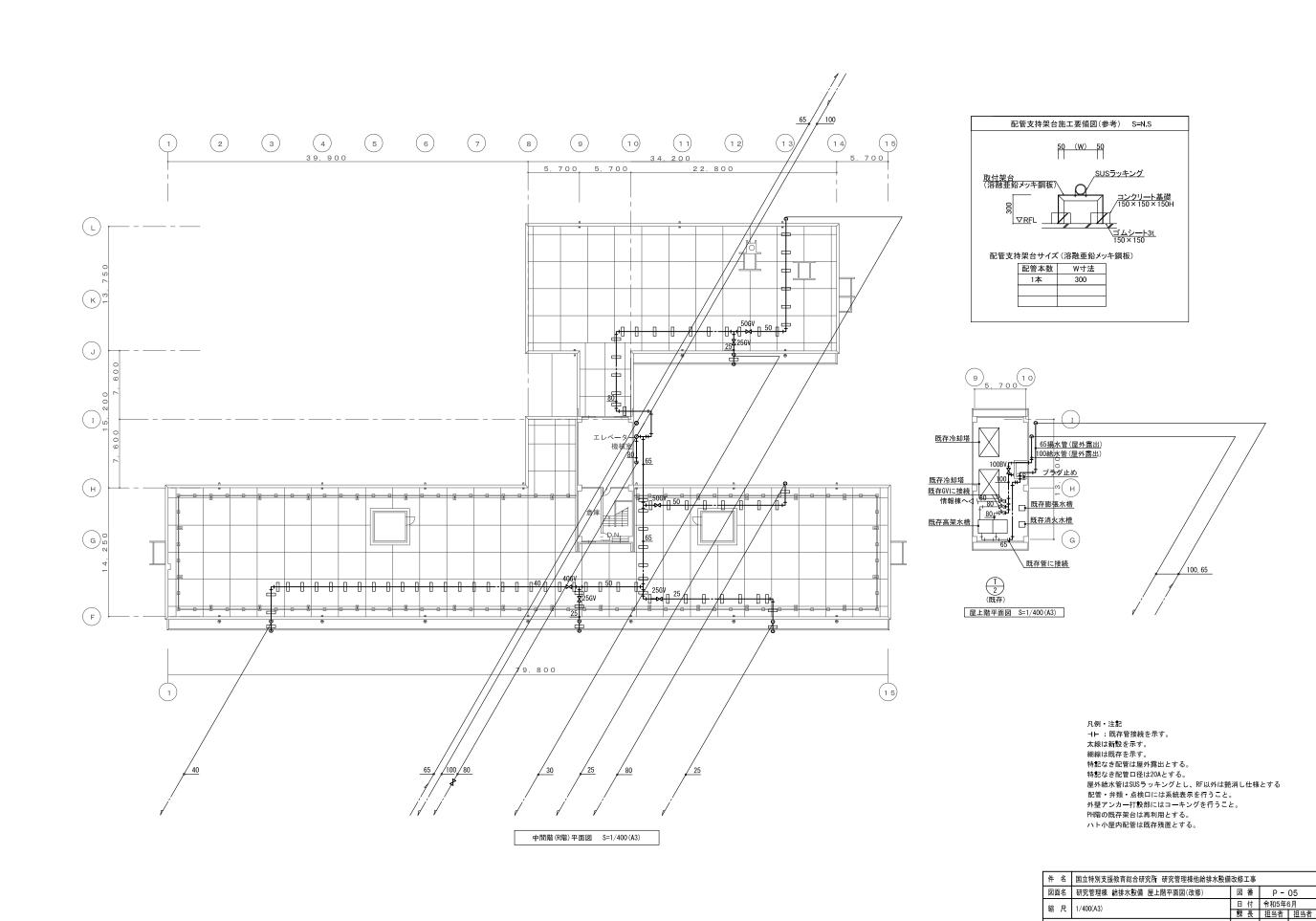
 課長
 担当者 担当者

 国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課

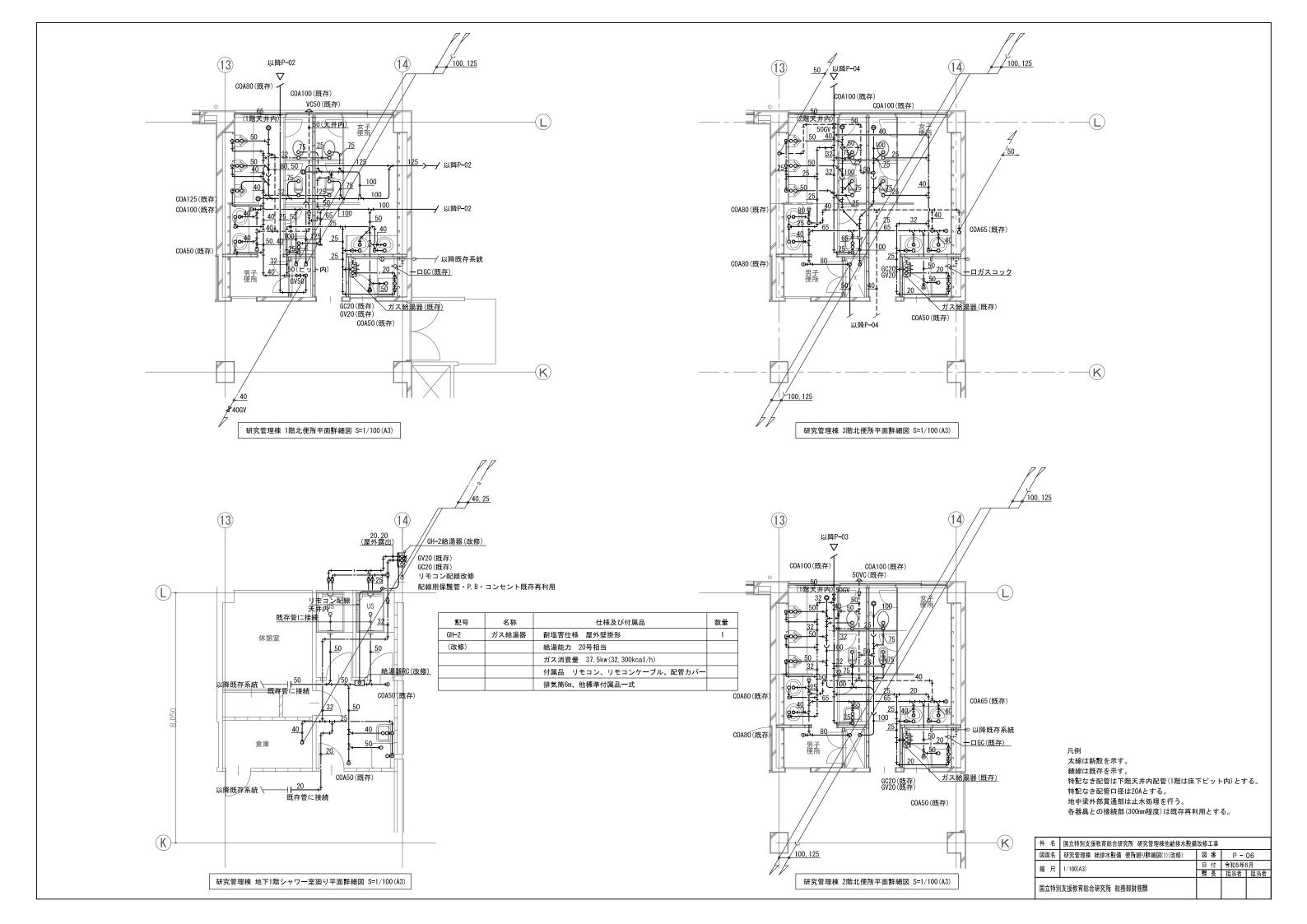


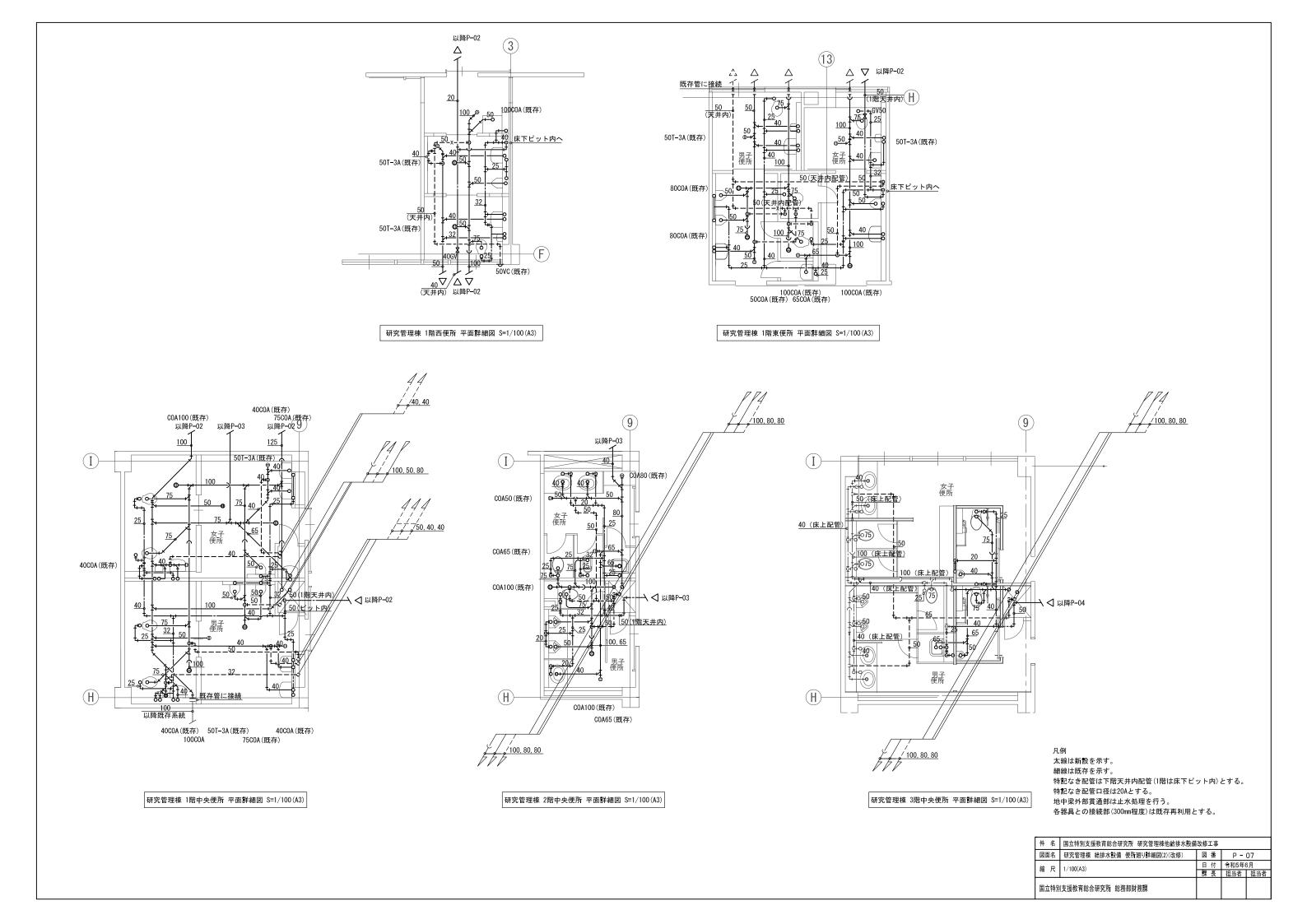


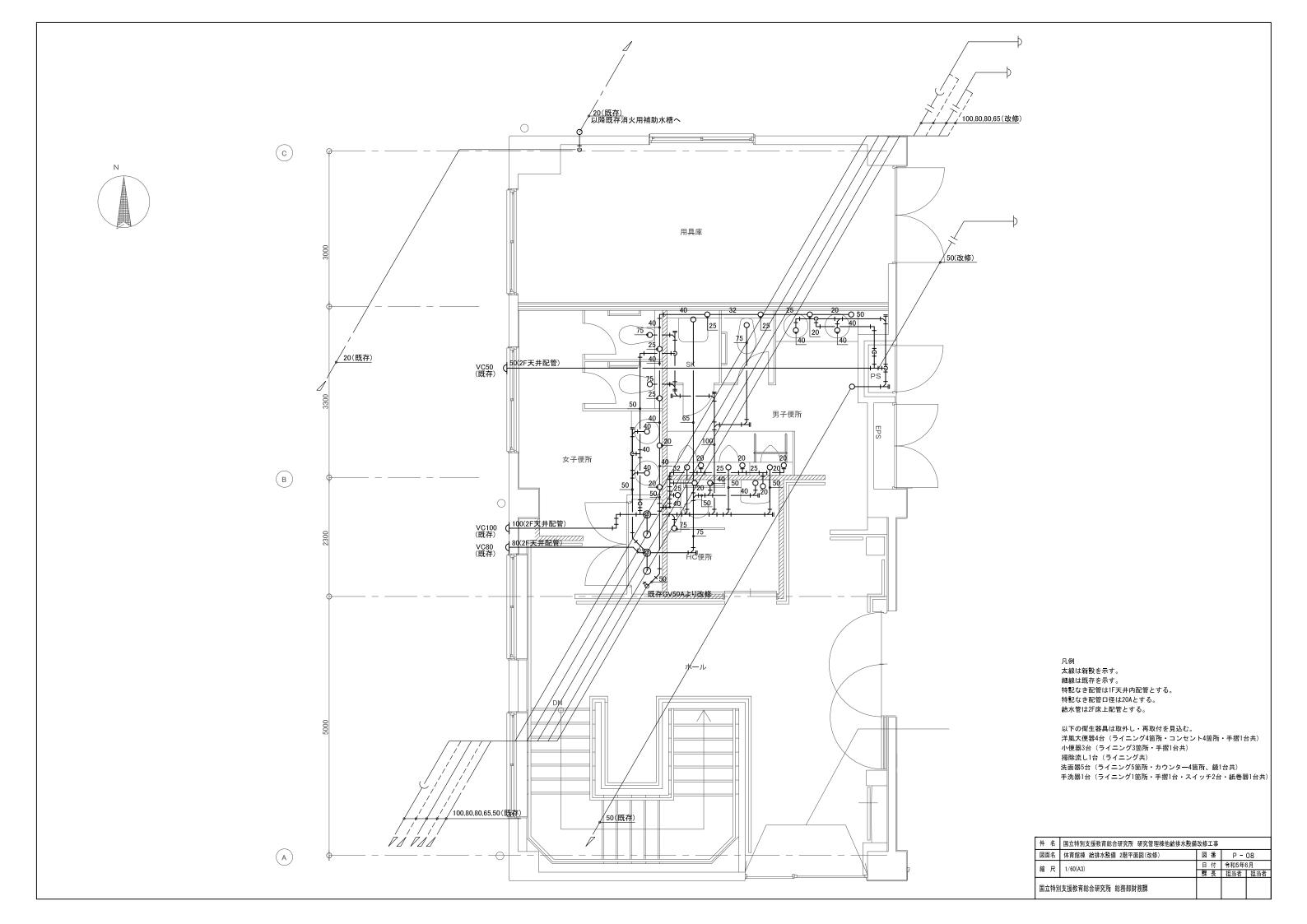


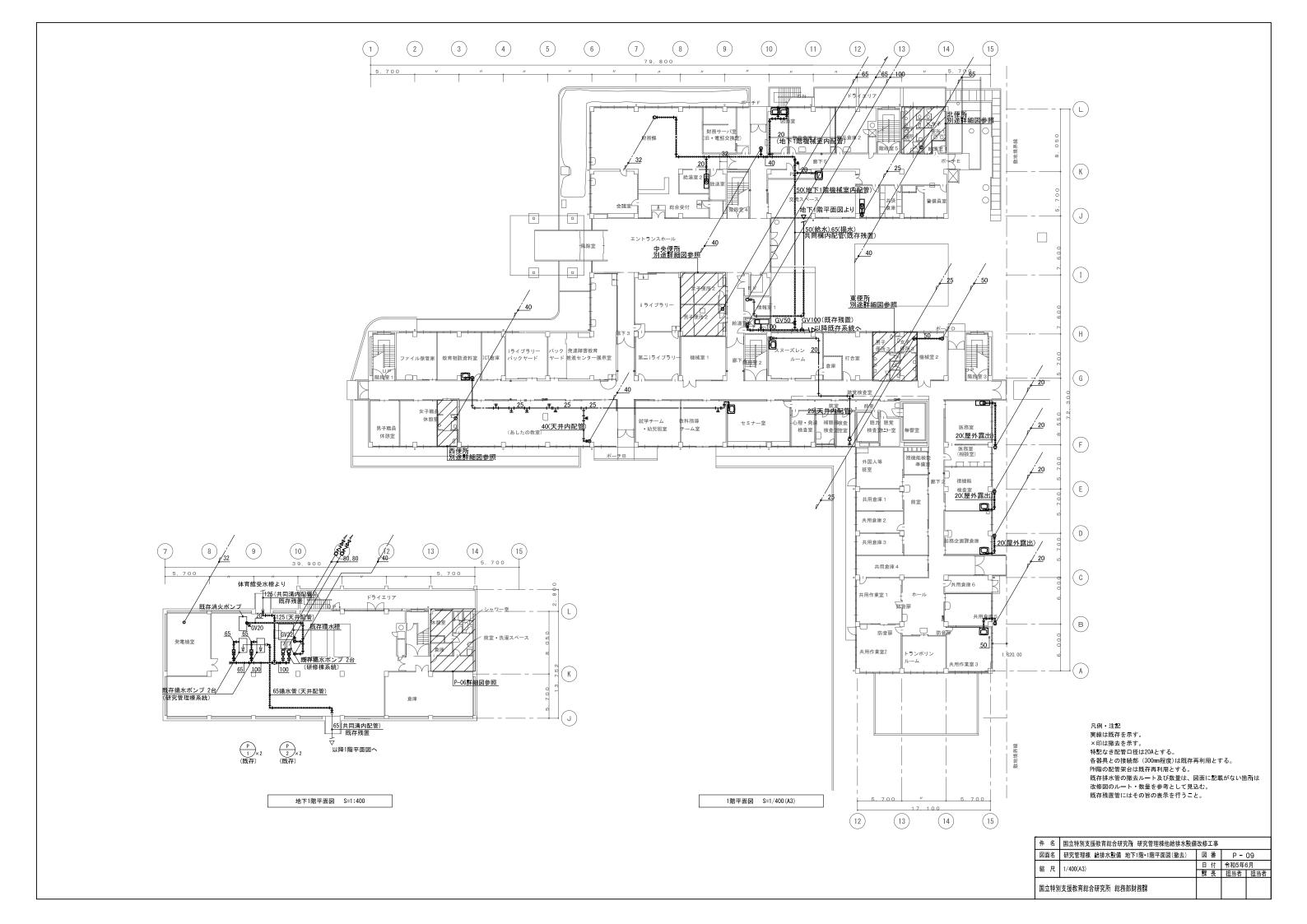


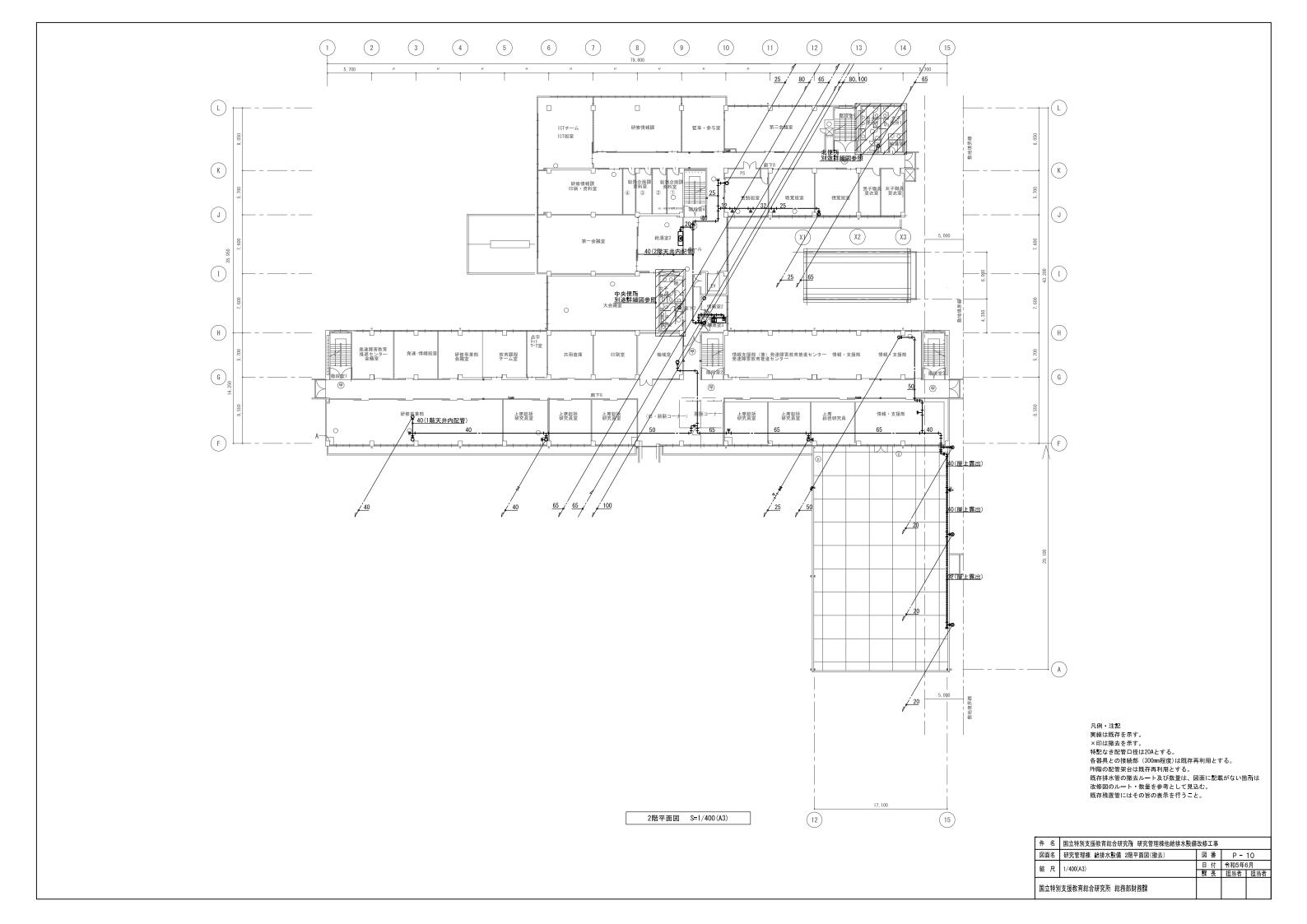
国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課

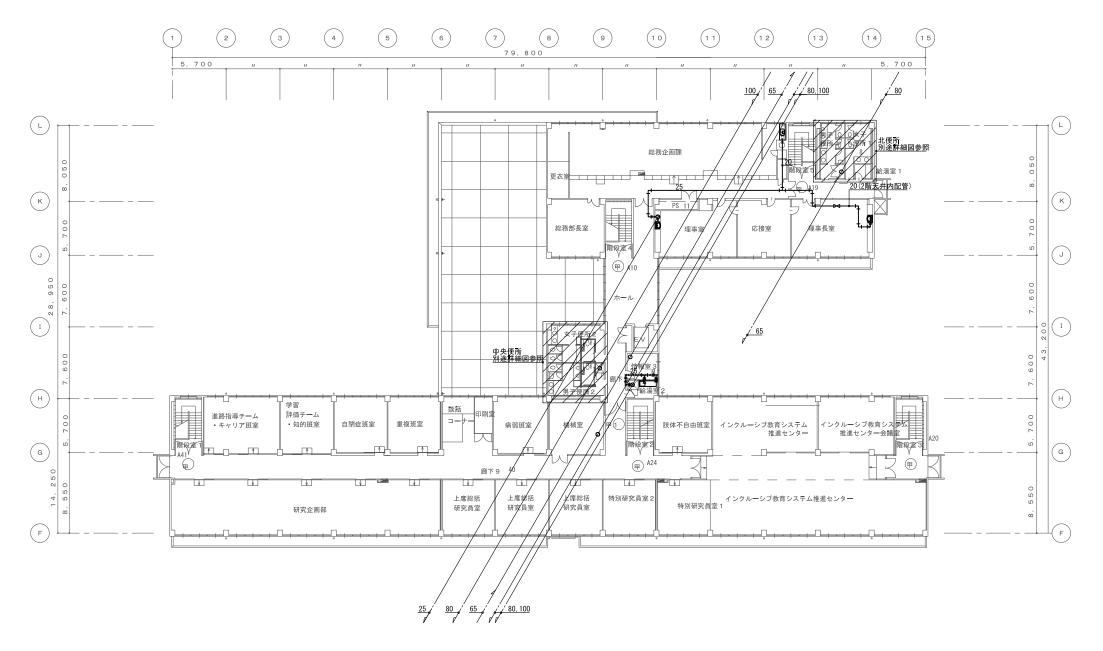








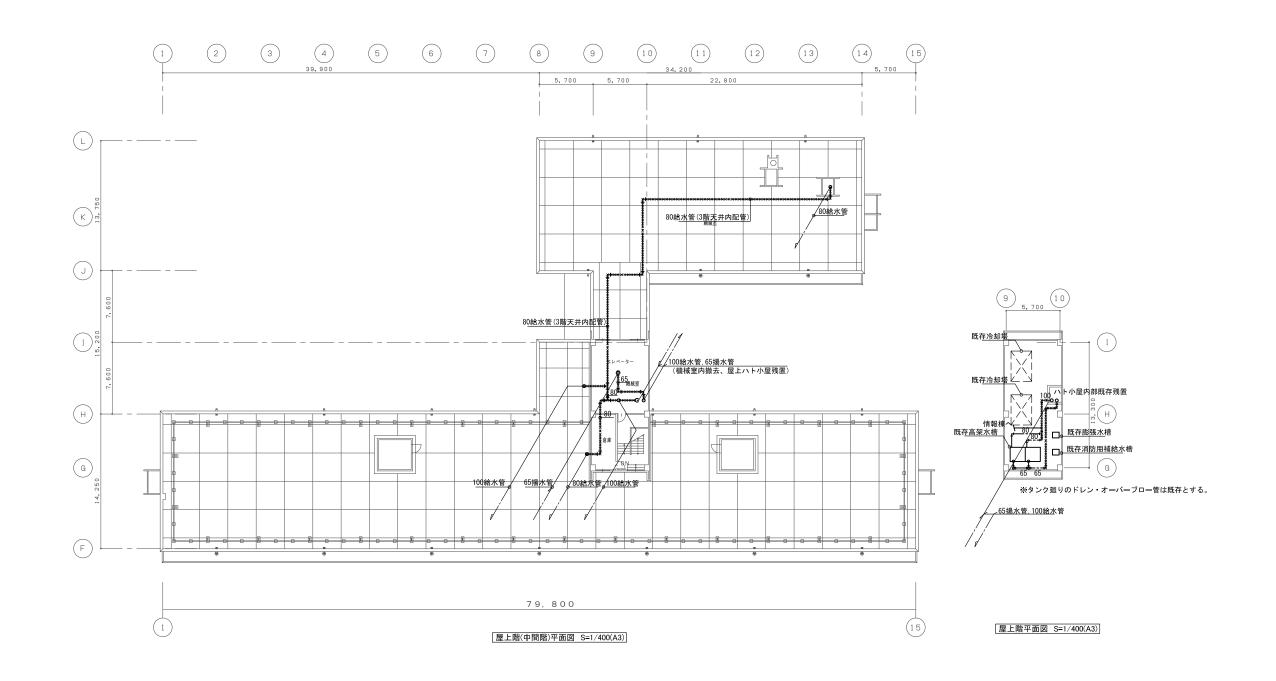




3階平面図 S=1/400(A3)

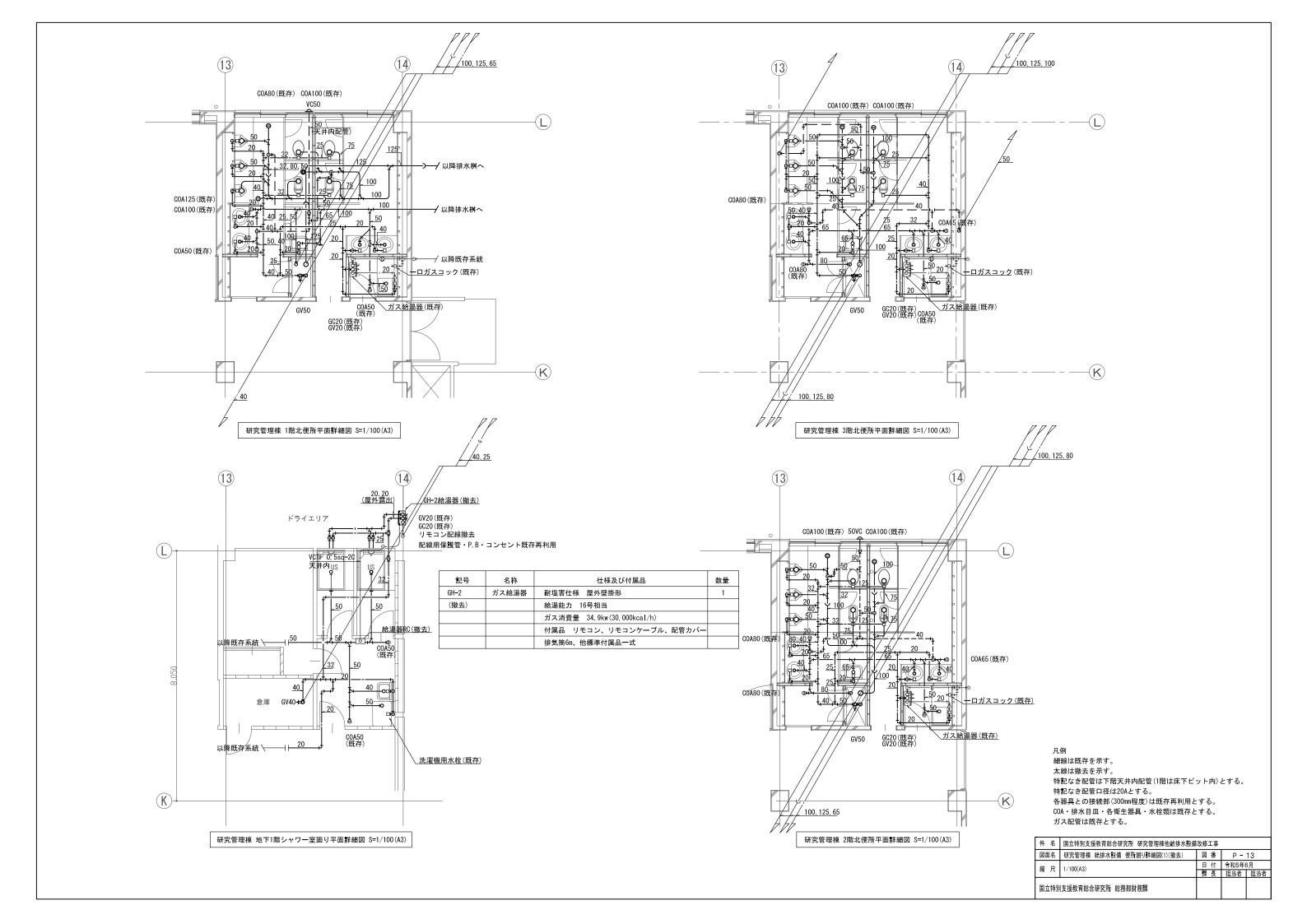
凡例・注記 実線は既存を示す。 × 印は撤去を示す。 特記なき配管口程は20Aとする。 各器具との接続部(300mm程度)は既存再利用とする。 円階の配管架台は既存再利用とする。 既存排水管の撤去ルート及び数量は、図面に記載がない箇所は 改修図のルート・数量を参考として見込む。 既存残置管にはその旨の表示を行うこと。

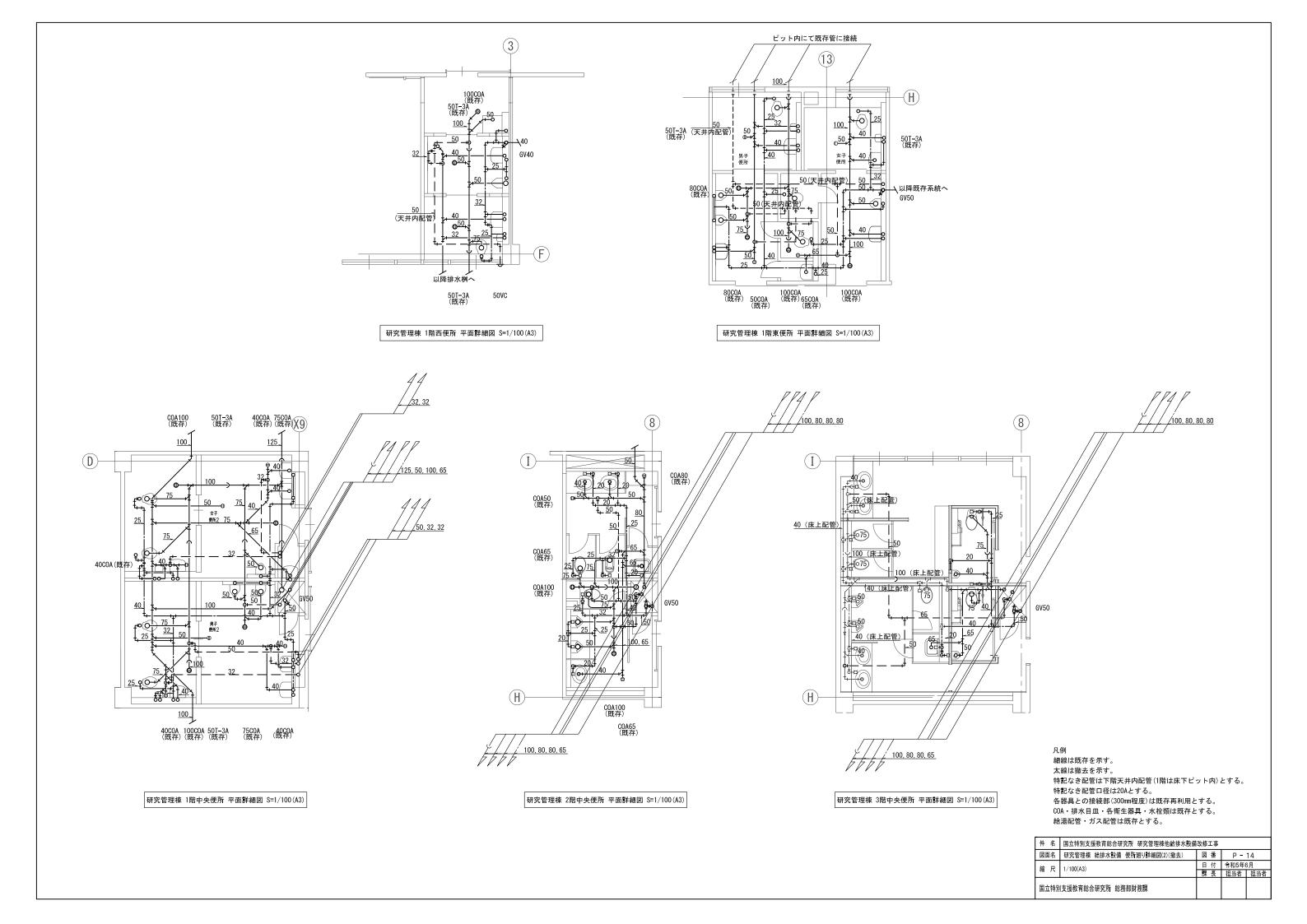
	件名	国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備	改修工事		
	図面名	研究管理棟 給排水設備 3階平面図(撤去)	図番	P -	11
	縮 尺 1/400(A3)		日付	令和5年6月	
			課長	担当者	担当者
国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課					

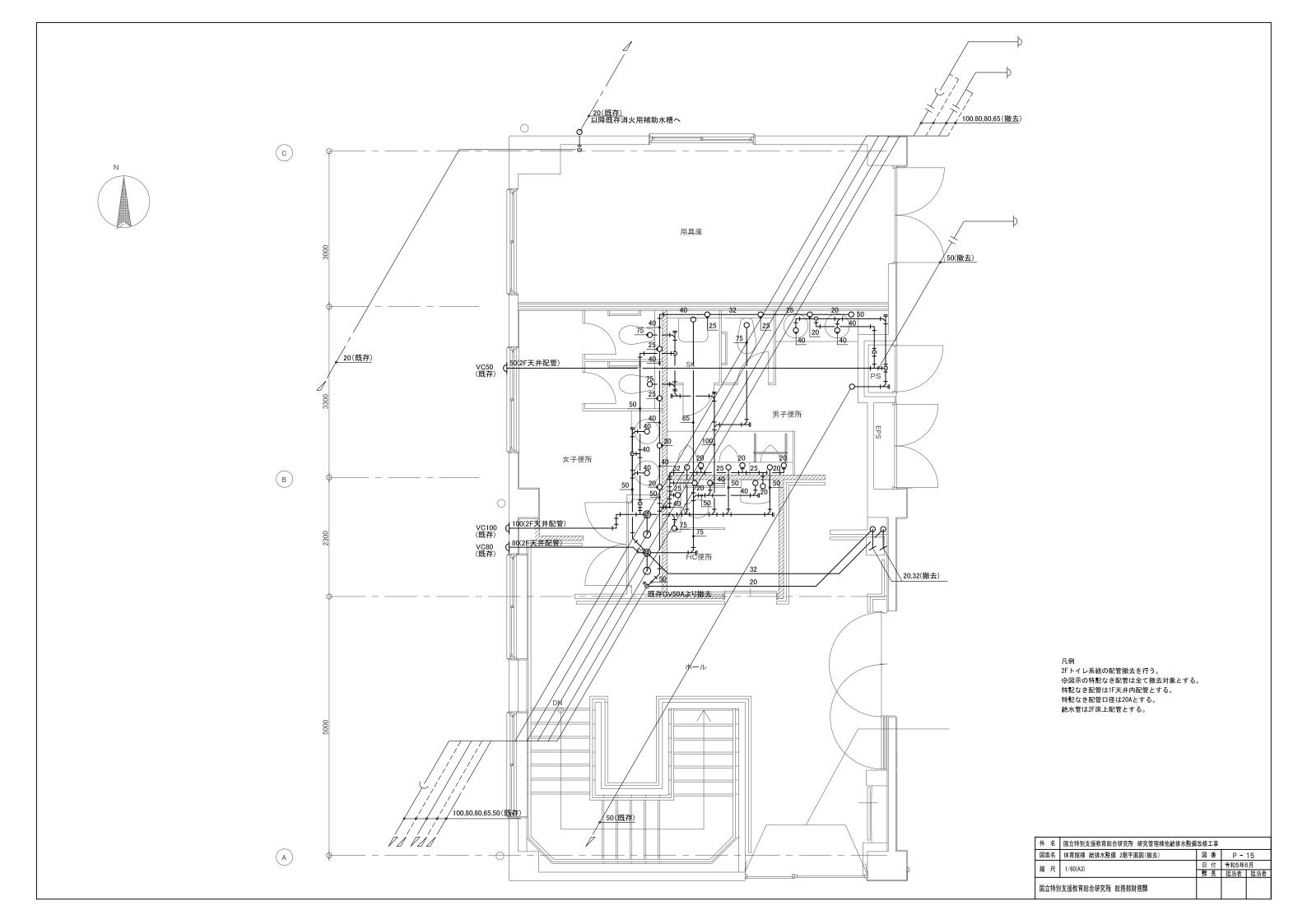


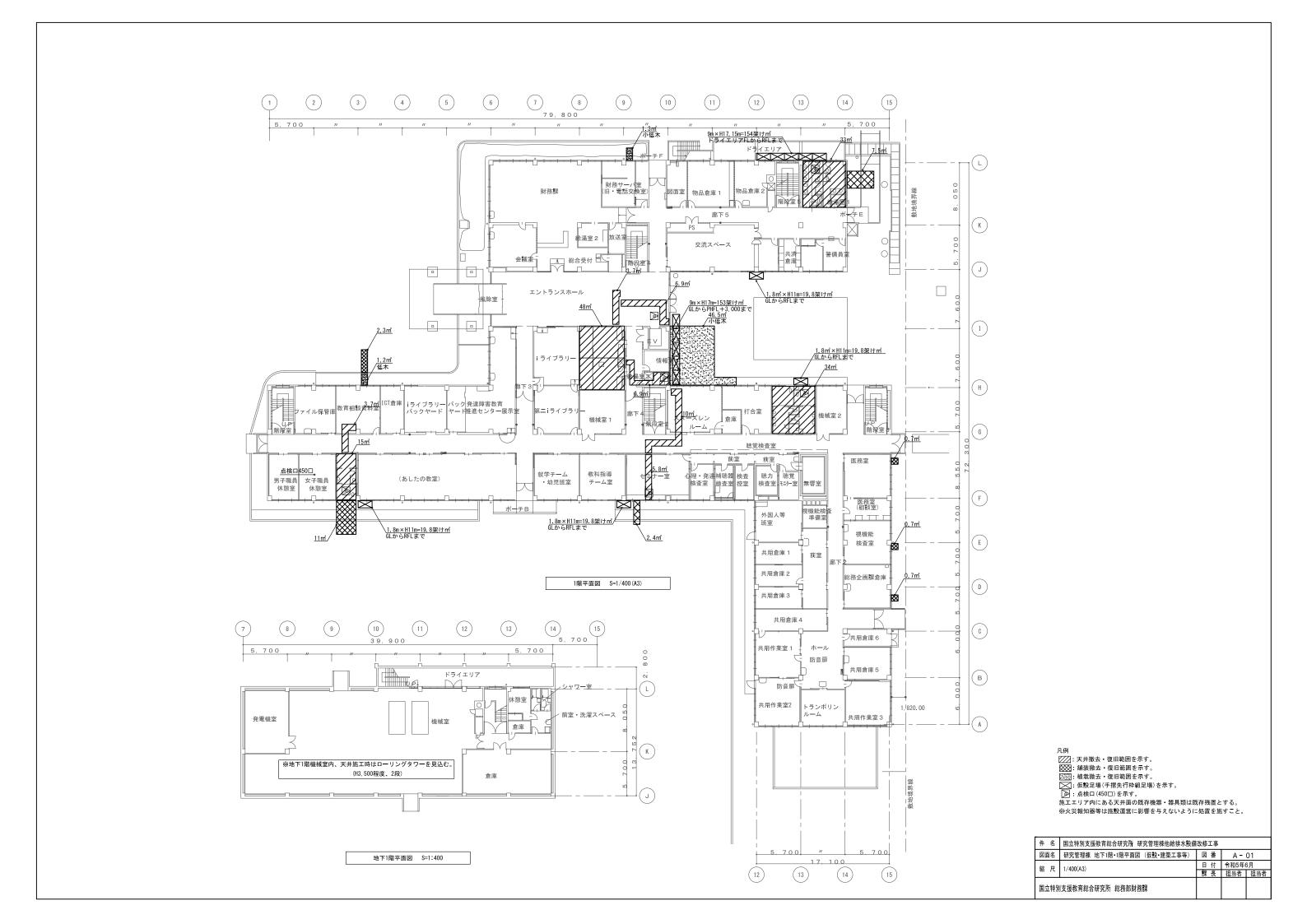
凡例・注記 ×印は撤去を示す。 実線は既存を示す。 特記なき配管口径は20Aとする。 各器具との接続部(300mm程度)は既存再利用とする。 PH階の配管架台は既存再利用とする。

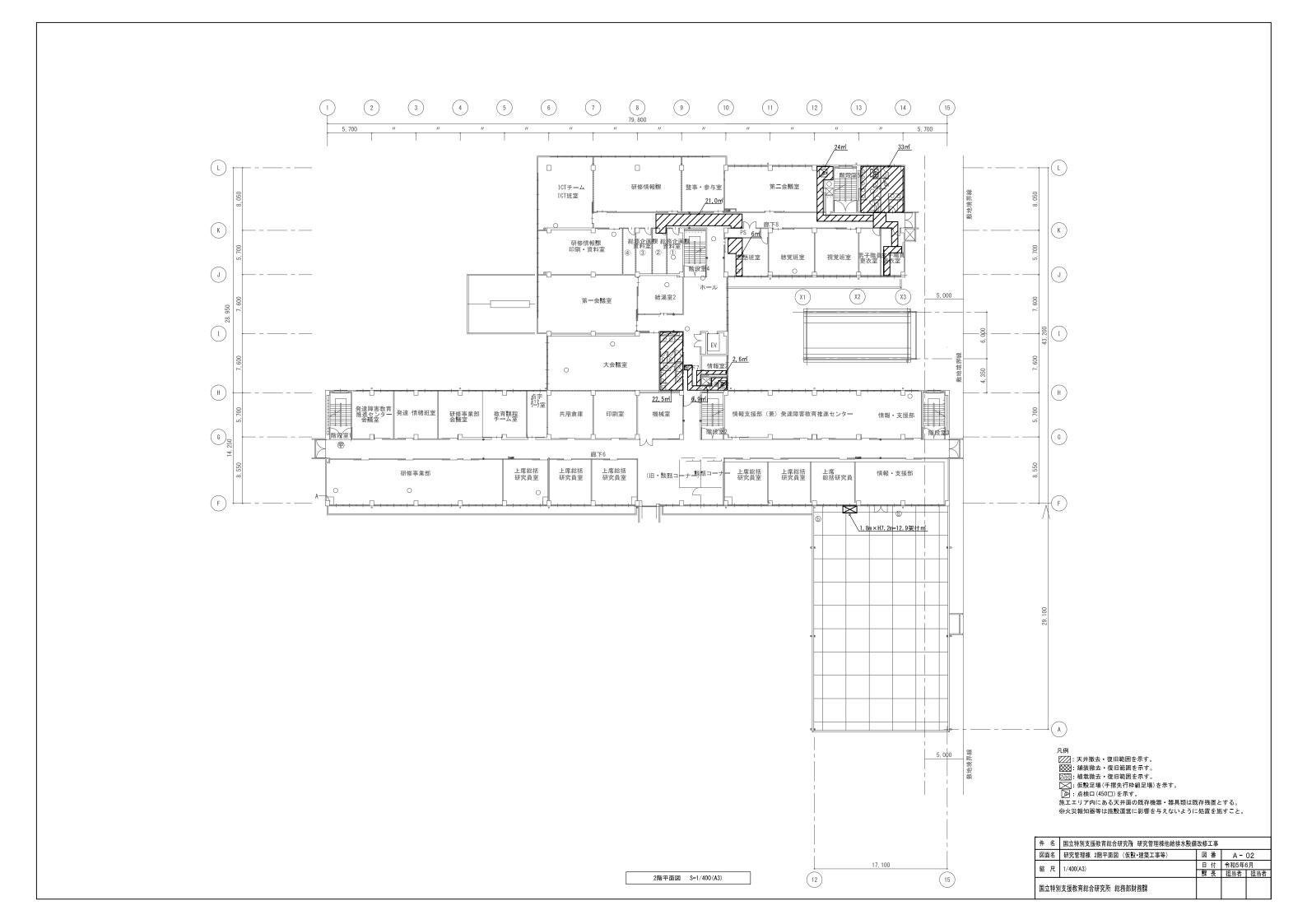
件	名	名 国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事			
図	面名	研究管理棟 給排水設備 屋上階平面図(撤去)	図番	P -	12
縮尺		1/400(A3)	日付	令和5年6月	
THE .		1, 100(10)	課長	担当者	担当者
国	国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課				



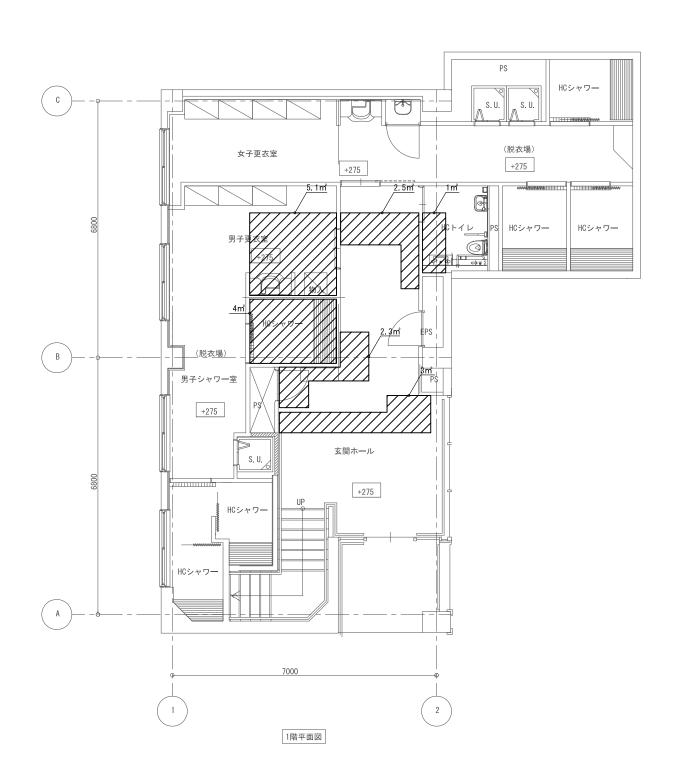


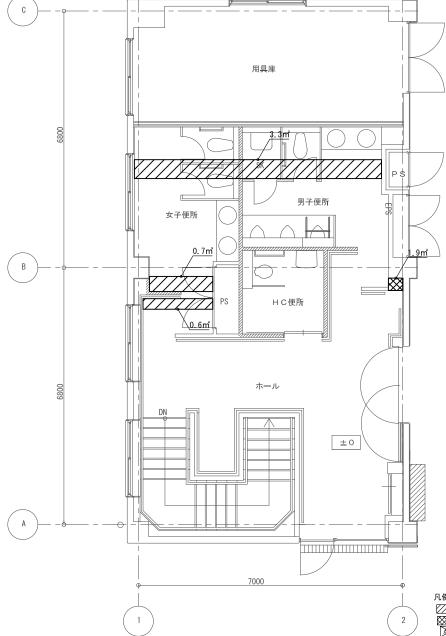








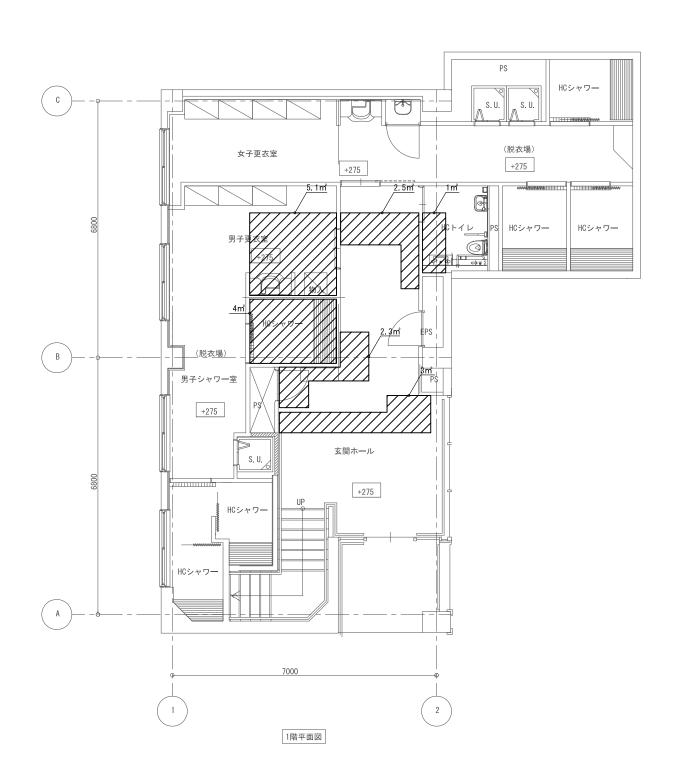


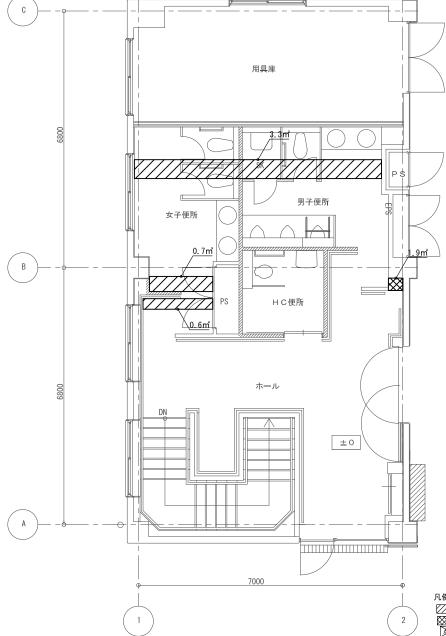


2階平面図

	件名	国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備	改修工事		
	図面名 体育館棟 1・2階平面図(仮設・建築工事等) 縮 尺 1/100(A3)		図番	A -	03
			日付	令和5年6月	
	VIII / C	MB / 17 100(A3)		担当者	担当者
	国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課				







2階平面図

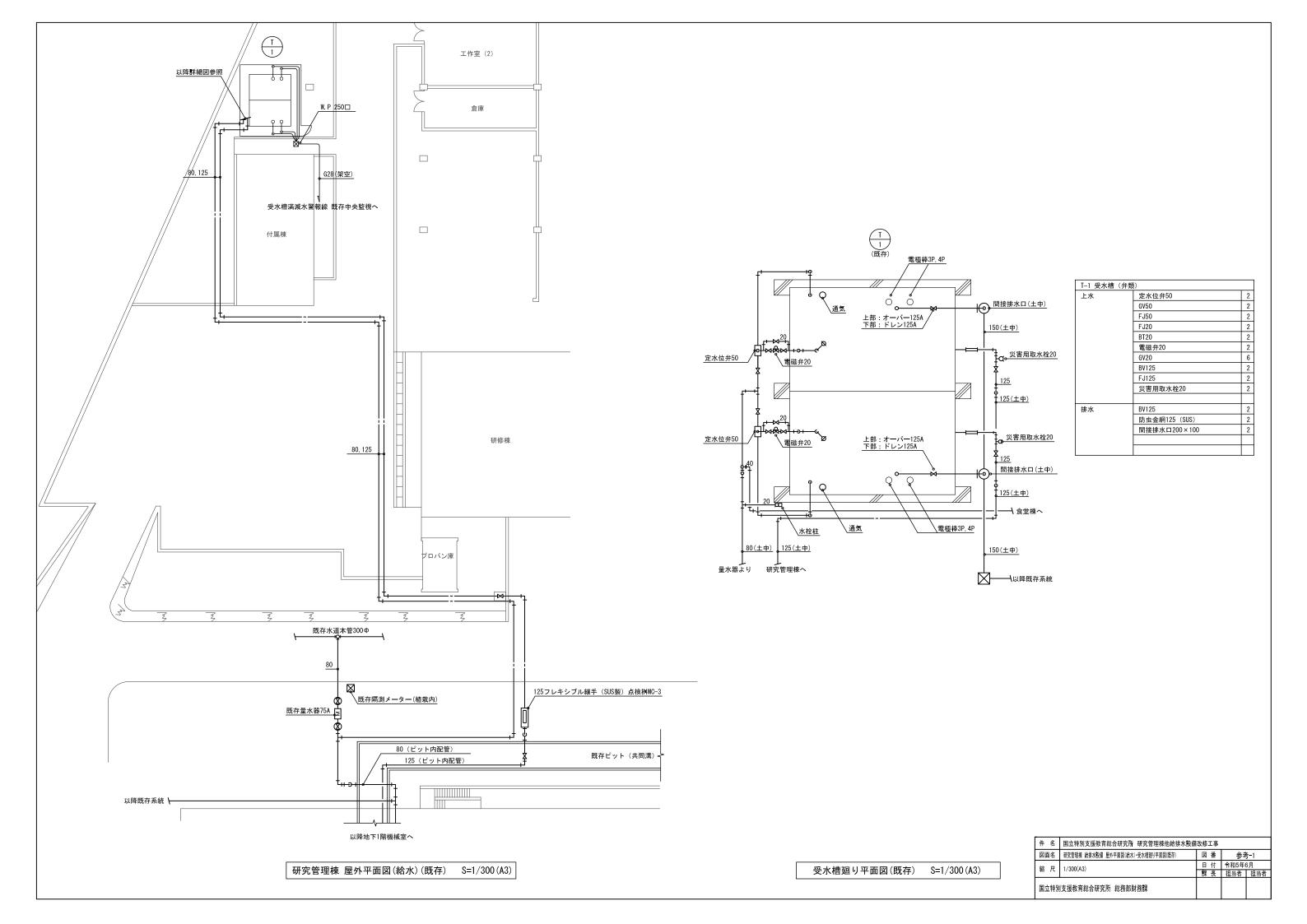
施工エリア内にある天井・壁面の既存機器・器具類は既存残置とする。 ※火災報知器等は施設運営に影響を与えないように処置を施すこと。

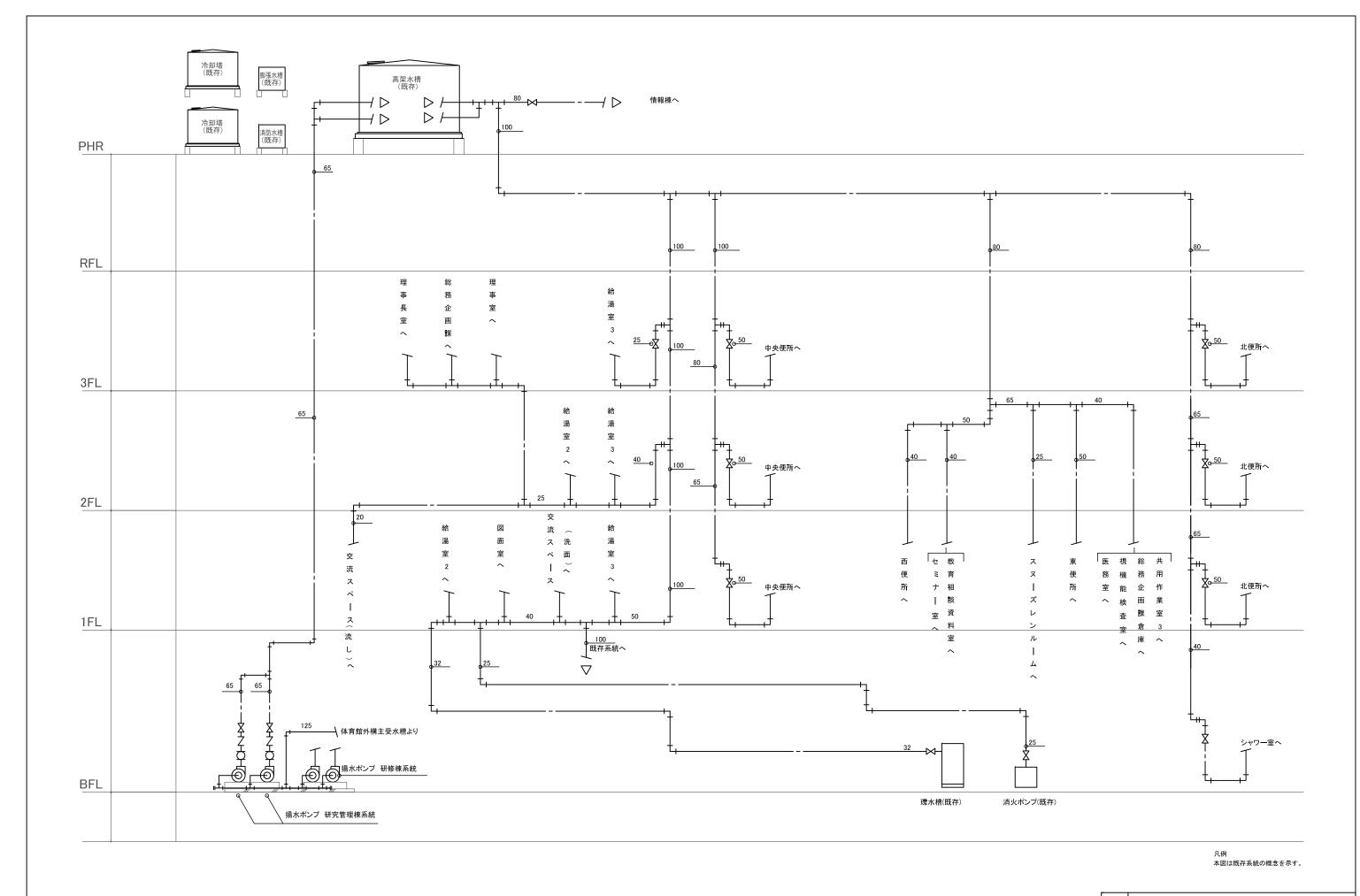
件 名 国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事
 図番
 A - O4

 日付
 令和5年6月

 課長
 担当者

報告 図面名 体育館棟 1-2階平面図(仮設・建築工事等) 縮 尺 1/100(A3) 国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課





	件名	国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備	改修工事		
	図面名	研究管理棟 給排水設備 系統図(既存)	図番	参考-2	
	縮尺	! N.S	日付	令和5年6月	
	1º10 / C	14,0	課長	担当者	担当者
国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課					

工事請負契約書(案)

工事名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事請負代金額 金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円也)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 中村 信一と受注者 との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。
- 第2条 工事は、神奈川県横須賀市野比5-1-1(独立行政法人国立特別支援教育総合研究 所構内)において施工する。
- 第3条 着工時期は、契約締結日の翌日とする。
- 第4条 完成期限は、令和6年3月29日とする。
- 第5条 契約保証金は、 円【請負代金額の10分の1】を納付する。ただし、 有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納 付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保 証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。
- 第7条 請負代金(前払金を含む。)は、受注者からの適法な請求に基づき2回で支払うもの とする。
- 第8条 請負代金は、金 円【請負代金額の10分の4】以内の額を前払金として 前払いするものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した 日から14日以内にするものとする。
- 第9条 請負代金の請求書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課専門職員に送付するものとする。
- 第 10 条 完成通知書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所専門職員に送付するものと する。
- 第11条 別記の工事請負契約基準第10第1項第二号中の「専任の主任技術者」を「主任技術者」及び「専任の監理技術者」を「監理技術者」に読み替えるものとする。
- 第12条 別記の工事請負契約基準第35第9項、第53第3項及び第55第2項中の遅延利息 率は、「年2.5%」である。
- 第13条 この契約についての一般的約定事項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が 定める会計規程及び会計細則並びに別記の工事請負契約基準によるものとする。
- 第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注 者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県横須賀市野比 5 - 1 - 1 契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 中村 信一

受注者 【住 所】 【法人等名】 【代表者等氏名】

工事請負契約基準

この基準は、工事に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、設計 図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問 回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この 契約(契約書及びこの契約基準並びに設計図書を内容とする工事の 請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工 事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を 支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の 手段(以下「施工方法等」という。)については、契約書及びこの 契約基準並びに設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者が その責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、 承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、 日本語とする。
- 7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年 法律第51号)に定めるものとする。
- 9 契約書及びこの契約基準並びに設計図書における期間の定めに ついては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法 律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第 2 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第 三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必 要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場 合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う 工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事費内訳明細書及び工程表)

- 第3 受注者は、この契約締結後15日以内に設計図書に基づいて、 工事費内訳明細書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、 発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、受注者に当 該内訳書及び工程表の提出を必要としない旨の通知をした場合は、 この限りでない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福 利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲

げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- ① 契約保証金の納付
- ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ③ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- ④ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券 による保証
- ⑤ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する 履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報 処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 (以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約 の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この 場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 8項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以 上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証 を付す場合は、当該保証は第54第3項各号に規定する者による契 約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 受注者は、第1項の規定にかかわらず、発注者が特に必要があると認めるときは、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付さなければならない。
- 6 前項の規定により受注者が付す保証は、第54第3項各号に規定 する契約の解除による場合についても保証するものでなければな らない。
- 7 第5項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 8 請負代金額の変更があった場合には、第1項の場合においては、 保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、第5項 の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に 達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受 注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 9 受注者が、第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号若しくは第5号又は第5項に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第 5 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の 承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13第2項の規定による検査に合格したもの及び第38第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場

合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に 係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明す る書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 6 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分 から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者 に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等) 第7の2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業 法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をい い、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設 業者」という。)を下請負人としてはならない。

- ① 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出
- ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - ① 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ 工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発 注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を受注者が発注者に提出した場合。
 - ② 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工 事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注 者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違 約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払 わなければならない。
 - ① 社会保険等未加入建設業者が前項第 1 号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号口に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき

受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約 の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

② 社会保険等未加入建設業者が前項第 2 号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号口に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき

当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請 契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額 (特許権等の使用)

第8 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第9 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知 しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - ① この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に 対する指示、承諾又は協議
 - ② 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - ③ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査 又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させた ときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職 員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任 したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しな ければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、 書面により行わなければならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、 承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員 を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達 した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に 定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする
 - ① 現場代理人
- ② 専任の主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26 条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は専任の 監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をい う。以下同じ。)
- ③ 監理技術者補佐 (建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する 者をいう。以下同じ。)
- ④ 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。 以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その 運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代 金の請求及び受領、第12第1項の請求の受理、第12第3項の決定 及び通知、第12第4項の請求、第12第5項の通知の受理並びにこ の契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の 権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち

現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主 任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねるこ とができる。

(履行報告)

第11 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行に ついて発注者に、報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第 12 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に 係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以 内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。 設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品 質又は均衡を得た品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下 第13において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事 材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならな い。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負 担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を 受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格 と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以 内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するもの と指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければ ならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内

に提出しなければならない。

- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査 を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなけ ればならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に 7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受 注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受ける ことなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することが できる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当 該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の 記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた 日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする

(支給材料及び貸与品)

- 第 15 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者 の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を 検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、そ の品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異な り、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直 ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支 給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場 所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるとき は工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼした ときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図 書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に 返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しく は毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定し た期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に 代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保)

第 16 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事 の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工

- 事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって 管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下第16において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に 当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行 わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工 事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に おいては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けにつ いて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若 しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等について は、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第 17 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13第2項又は第14第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、 工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に 適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があ ると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事 の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注 者の負担とする。

(条件変更等)

- 第 18 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - ① 設計図書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - ③ 設計図書の表示が明確でないこと
 - ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図 書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が 一致しないこと
 - ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期すること のできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合にお

- いて、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- ① 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を 訂正する必要があるもの 発注者が行う
- ② 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で 工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う
- ③ 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で 工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協 議して発注者が行う
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を 受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合に おいて、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請 負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用 を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、 工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を 一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、 やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる 日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第22 受注者は、天候の不良、第2の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるとき は、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは 請負代金額を変更し、又受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用 を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第24 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、 発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、第23の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第 25 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して 定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場 合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて 定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事 由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、 受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 契約書及びこの契約基準の規定により、受注者が増加費用を必要 とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用 の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第 26 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を 経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によ り請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請 負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、第26の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の第26に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における 価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発 注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を 請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者 と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以 内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知 する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注

者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督 職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がその費用を負担する。

(一般的損害)

第 28 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(第 29 第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 第 1 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第 58 第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 29 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 58 第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第 29 において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を 生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解 決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第30 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)であって、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を 行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったこと に基づくもの及び第58第1項の規定により付された保険等により てん補された部分を除く。以下第30において同じ。)の状況を確 認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の 請求があったときは、当該損害の額(工事目的物等であって第 13

第2項、第14第1項若しくは第2項又は第38第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に 定めるところにより算定する。
 - ① 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

② 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

③ 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第 31 発注者は、第 8、第 15、第 17 から第 20 まで、第 22、第 23、第 26 から第 28 まで、第 30 又は第 34 の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて 定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代 金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開 始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第32 受注者は、工事が完成したときは、その旨を完成通知書により 発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた 日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところ により、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結 果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者 は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、 工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者 の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注 者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物 の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的

- 物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補 して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、 修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第33 受注者は、第32第2項(第32第6項後段の規定により適用 される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したと きは、工事請負代金請求書により請負代金の支払を請求すること ができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第32第2項の期間内に 検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日まで の期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数 から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定 期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日 数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第34 発注者は、第32第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者 の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用 したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第35 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を工事請負代金前払金請求書により発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、第2項及び前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、 あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認 定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者 の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、 当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その 増額後の請負代金額の10分の4 (第4項の規定により中間前払金 の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中 間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同 じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金 の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下第37まで、 第41及び第53において同じ。)の支払を請求することができる。

この場合においては、第3項の規定を準用する。

- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38又は第39の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額 を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金 額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないもの とし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であると きは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金 額の10分の5(第4項の規定により中間前払金の支払を受けてい るときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第36 受注者は、第35第6項の規定により受領済みの前払金に追加 してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契 約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第38 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該 請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しく は製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければな らない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日 以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同 項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知 しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると

認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者 の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第1項の請負代金相当額

× (9/10-前払金額/請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第 39 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 32 中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「完成通知書」とあるのは「指定部分完成通知書」と、第 32 第 5 項及び第 33 中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第33第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

=指定部分に相応する請負代金の額

× (1-前払金額/請負代金額)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40 国庫債務負担行為に係る契約において、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を変更することができる。

(国庫債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

- 第41 国庫債務負担行為に係る契約の前金払については、第35 中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第35及び第36中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38 第1項の請負代金相当額(以下第41及び第42において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払 わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定 より準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、契 約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36第4項の規定を準用する。

(国庫債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 第42 国庫債務負担行為に係る契約において、前会計年度末に おける請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超 えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超 過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求 することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度にお いては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払 の支払を請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分 払金の額については、第38第6項及び第7項の規定にかかわら ず、次の式により算定する。
- ① 中間前払金を選択しない場合 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)-{請負代金相当額-(前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)}×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額
- ② 中間前払金を選択した場合 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-前会計年度ま での支払金額-(請負代金相当額-前会計年度までの出 来高予定額)×(当該会計年度前払金額+当該会計年度 の中間前払金額)/当該会計年度の出来高予定額
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、中間前払金を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

(契約不適合責任)

- 第43 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の 追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費 用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課する ものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行 の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完 の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、そ の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただ し、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、 直ちに代金の減額を請求することができる。
 - ① 履行の追完が不能であるとき。
 - ② 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ③ 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時 又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達するこ とができない場合において、受注者が履行の追完をしないでそ の時期を経過したとき。

④ 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第44 発注者は、工事が完成するまでの間は、第45又は第46の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第45 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ① 第5第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - ② 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - ③ 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込み がないと認められるとき。
 - ④ 第10第1項第2号又は第3号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - ⑤ 正当な理由なく、第43第1項の履行の追完がなされないとき。
 - ⑥ 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第46 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直 ちにこの契約を解除することができる。
 - ① 第5第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - ② 第5第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
 - ③ この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - ④ 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - ⑤ 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ⑥ 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - ⑦ 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき
 - ⑧ 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、 発注者が第45の催告をしても契約をした目的を達するのに足り る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - ⑨ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下第46において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下第46において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - ⑩ 第50又は第51の規定によらないでこの契約の解除を申し出た
 - ① 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実

質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目 的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力 団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又 は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、 運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき 関係を有していると認められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを 知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契 約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方として いた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に 対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかった とき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第47 第45各号又は第46各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第45及び第46の規定による契約の解除をすることができない。

(契約保証金)

- 第48 受注者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の 増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所 要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するもの を追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなけ ればならない。
- 2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を 納付しているときは、当該契約保証金は、国庫に帰属するものとす る。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第49 第4第1項又は第4項の規定による保証が付された場合において、受注者が第45各号又は第46各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - ① 請負代金債権(前払金又は部分払金又は部分引渡しに係る請負 代金として、受注者に既に支払われたものを除く。)
 - ② 工事完成債務
 - ③ 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)
 - ④ 解除権
 - ⑤ その他この契約に係る一切の権利及び義務(第29の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替 履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継する ことを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第50 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第51 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの 契約を解除することができる。
 - ① 第19 の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - ② 第20の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5 (工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。 ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の 部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解 除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52 第50又は第51各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第50及び第51の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第 53 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者 の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35(第41において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38及び第42の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第45、第46又は第54第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第44、第50又は第51の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、 支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分 に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。 この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失によ り滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなか った部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復 して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、 貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならな い。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により 滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還

- し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、 工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、 仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を 含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、 工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければな らない
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に 当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行 わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工 事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に おいては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けにつ いて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若 しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 45、第 46 又は第 54 第 3 項の規定によるときは発注者が定め第 44、第 50 又は第 51 の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる 事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協 議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第54 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、 これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - ① 工期内に工事を完成することができないとき。
 - ② この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - ③ 第45又は第46の規定により工事目的物の完成後にこの契約が 解除されたとき。
 - ④ 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしない とき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、 受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注 者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - ① 第45又は第46の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - ② 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又 は受注者の責めに帰すべき事由
 - によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に 該当する場合とみなす。
 - ① 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、 破産法 (平成16年法律第75号) の規定により選任された破産管 財人
 - ② 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管 財人
 - ③ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再 生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項 第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び 取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができな い事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しな
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合(第46第9号又は第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第55 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、 当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - ① 第50又は第51の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - ② 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないと き又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33第2項(第39において準用する場合を含む。)の規定による 請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額に つき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息 の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第56 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる 場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づ き、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合 には、変更後の請負代金額。)の10分の1に相当する額を違約金 として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - ① この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - ② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ③ 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入れ(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - ④ この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した ときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の 1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違 約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- ① 前項第 1 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定の適用が

あるとき。

- ② 前項第 2 号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金 を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違 約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につ き賠償を請求することを妨げない。

(契約不適合責任期間等)

- 第57 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32第4項又は第5項(第39においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下第57において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下第57において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額 の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責 任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等 の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請 求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する受注者の責任は、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第 58 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下第 58 において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、 建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下第 58 において同じ。) に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険 以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

- 第59 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第 60 契約書及びこの契約基準において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、 監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するため に使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する 紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12第 3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは第12第5項の 規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が 決定を行わずに第12第3項若しくは第5項の期間が経過した後で なければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求す ることができない。

(仲裁)

第61 発注者及び受注者は、その一方又は双方が第60の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、第60の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 62 契約書及びこの契約基準において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第 63 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

競争参加資格確認資料作成要領

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事

令和5年9月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

競争参加資格確認資料作成要領

1 工事概要等

(1)工事名 国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水設備改修工事

(2) 工事場所 神奈川県横須賀市野比 5-1-1

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所構内)

(3)工事概要 給排水設備改修工事 一式

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和6年3月29日(金)まで

(5)資料 配置図、平面図、詳細図

2 資料の構成

①企業の施工実績(別紙様式2)

イ 同種又は類似の工事の施工実績

②配置予定の技術者(別紙様式3)

イ 主任技術者又は監理技術者の予定者氏名(複数の候補者でも可)

ロ イの予定者の資格、工事経験

ハ イの予定者の他工事の従事状況

③公的研究費の不正防止に係る誓約書

3 作成要領

- (1) 提出資料の用紙サイズはA4判とし、記載事項は簡潔に記載すること。
- (2) 記載内容に関する留意事項及び記載要領は次のとおりとする。

記載事項	記載内容に関する留意事項及び記載要領				
別紙様式2	① 同種又は類似工事の施工実績				
同種又は類似の工事の	業務施設、商業施設、共同住宅、教育施設、専門的教育				
施工実績	・研究施設、宿泊施設、医療施設、福祉・厚生施設、文化				
	・交流・公益施設の管工事を平成20年度以降に、元請と				
	して完成・引渡しが完了した工事の中から代表的なものを				
	次の優先順位に基づき1件記載する。				
	1-国立大学法人又は文部科学省発注工事				
	2-他省庁発注工事				
	3-都道府県、市町村、公社又は公団発注工事				
	4-民間発注工事				
	② 同種又は類似工事の記載事項				
	イ 工事名称、発注者名、施工場所、契約金額、工期、受				
	注形態等を記載する。				

- ロ 建物用途、構造、建物規模、工事内容等を記載する。
- ・ 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20 %以上の場合のものに限る。
- ・ 工事名称等の項目の内容が証明できる契約書等の写し を添付する。ただし、当該工事が財団法人日本建設情報 総合センターの「工事実績情報サービス (CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する 必要はない。
- ・ 必要に応じ、規模等を確認できる平面図等の写しを添付する。

別紙様式3

配置予定技術者の資格 及び工事経験

- ① ②に記載する資格を有し、配置する予定の主任(監理) 技術者の氏名を記載する。
- ② 技術者の資格

資格は次によることとし、記載した資格の資格証、免許 証の写しを添付する。

2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有 する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の 者をいう。

- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大 臣が認定した者
- ③ 技術者の工事経験

別紙様式2の①に掲げた条件に合致する同種又は類似の 工事経験を記載すること。また、その工事が記載された主 たる工事経歴書の写しを添付する。

- ④ 技術者の現在の他工事従事状況 技術者が競争参加資格確認資料提出日現在において他の 工事の主任(監理)技術者として従事している場合は、そ の工事の名称及び工期を記入する。
- ⑤ 複数の候補者を記入することができる。
- ⑥ 同一の技術者を重複して他の工事の配置予定の技術者と することができる。ただし、他の工事を落札したことによ り配置予定の技術者を配置することができなくなったとき は、直ちに提出した競争参加資格確認資料を取下げ又は入 札の辞退を行うこと。これらの行為を行わずに入札した者

に対しては、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を行うことがある。

⑦ 経常建設共同企業体については、全ての構成員が②に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置すること。

⑧ 実際の施工にあたって、配置予定の技術者を変更できるのは、病体、死亡、退職等の場合に限る。
別紙様式4
公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について」を熟読のうえ記載すること。

4 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと 認めた理由について、次により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限:令和5年8月18日(金)16時00分
 - ② 提出先:〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課専門職員 戸田 電話番号 046-839-6820
 - ③ 提出方法:書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)することにより提出するものとする。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和5年8月25日(月)10時00分までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、令和5年9月5日(火)17時00分までに書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

書面は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着)により提出するものとする。

提出場所及び再苦情の申立てに関する手続等を示した書類の入手先は、上記4(1)に同じ。

6 実施上の留意事項

(1) 競争参加資格確認資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とする。

- (2) 提出された競争参加資格確認資料を無断で使用することはない。
- (3) 競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした者は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を行うことがある。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理事長 中村 信一 殿

○○県○○市○○番

商号又は名称 ○○株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

(※社印又は代表者印を押印する。)

令和5年9月14日付けで公告のありました「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟 他給排水設備改修工事」に係る競争参加資格について、競争参加資格確認をされたく、下記の書類を添付 し申請します。

なお、以下の1から7までについて誓約します。

- 1. 研究所会計細則第31条及び第32条の規定に該当しない者であること。
- 2. 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者(再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- 3. 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- 4. 入札説明書に記載する本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 5. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学 省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 6. 落札した場合、書面に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- 7. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

- 1 文部科学省における一般競争参加資格通知書の写し
- 2 入札説明書 記4に定める内容を記載した書面(別紙様式2~3)
- 3 上記を証明する契約書(CORINS)、施工図面、資格者証等の写し
- 4 公的研究費の不正防止に係る誓約書

同種工事の施工実績

会社名:

		平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した				
	同種工事の	建物で業務施設、商業施設、共同住宅、教育施設、専門的教				
	判断基準	育・研究施設、宿泊施設、医療施設、福祉・厚生施設、文化				
		・交流・公益施設の管工事を施工した実績。				
	工事名称					
工						
	発注者名					
事						
	施工場所	(都道府県名・市町村名)				
名						
	契約金額					
称						
	工期	年 月 日~ 年 月 日				
等						
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)				
工	建物用途					
事	構造・階数					
概	建物規模	(m²)				
要	工事内容					

配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

会社名:

配置予定法	支術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○				
		(例) 一級電気工事施工管理技士(取得年)				
法令	による資格・免許	監理技術者資格(取得年、登録番号)				
		監理技術者講習(取得年、修了証番号)				
		平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完				
		了した建物で業務施設、商業施設、共同住宅、教育施				
同種	工事の判断基準	設、専門的教育・研究施設、宿泊施設、医療施設、福				
		祉・厚生施設、文化・交流・公益施設の管工事を施工				
		した実績。				
	工事名称					
	発注者名					
	₩ → 10 →					
工事の経	施工場所	(都道府県名・市町村名)				
験の概要	契約金額					
めた。これが女	工期	年 月 日~ 年 月 日				
		現場代理人、主任技術者、監理技術者等				
-	工事内容	先勿八年八、王山汉州有、血廷汉州有寻				
	▼ 私 L 1/凸					
	工事名称					
申請時に						
おける他	発注者名					
工事の従	工期	年 月 日~ 年 月 日				
事状況等 従事役職 現場代理人、主任技術者、監理技術者等						
	本工事と重複する場	例) 本工事に着手する前の〇月〇日から本工事に				
	合の対応措置	従事可能。				

注) 申請時におけるほか工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

公的研究費の不正防止に係る誓約書

当社(当法人)は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立 行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総 合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社(当法人)に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

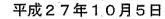
(住所)

(社名又は法人名)

(代表者役職・氏名)

印

i 1





取引業者 各位

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 理事長 宍 戸 和 成 (公 印 省 略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について(依頼)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本研究所の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本研究所では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、総務部財務課において事務部門が集約して検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印 の上、下記のとおり提出いただきますようよろしくお願いいたします。

敬白

記

- 1. 誓約書の提出を求める対象範囲について 本研究所と取引のある全ての業者。ただし、下記の者を除きます。
- a)国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b)学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

- 2. 提出の依頼について 平成27年10月1日より本研究所と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。
- 3. 提出回数について

1 同

4. 誓約書の様式について 別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について 国立特別支援教育総合研究所に持参、もしくは郵送で提出してください。

6. 提出および問合せ先

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課

契約第一係(物品・役務関係)TEL 046-839-6822 FAX 046-839-6916 契約第二係(工事・設備関係)TEL 046-839-6834 FAX 046-839-6916

7. コンプライアンス通報・相談窓口

国立特別支援教育総合研究所 監査室

TEL 046-839-6802 FAX 046-839-6918

E-mail kansa@nise.go.jp

8. その他

「誓約書」に記載されている規程及び細則につきましては、本研究所のホームページ「情報 公開・公文書管理」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: http://www.nise.go.jp/cms/6,348,30.html

以上

誓約書

当社(当法人)は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社(当法人)に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

(住所)

(社名又は法人名)

(代表者役職・氏名)

印

営業	担当	者	名	訓	肚.	什	笛	所
白木	15 =	178	ч	W.I	ᇧᆸ	ניו	呾	ノフリ

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

文部科学省から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

以下は、ガイドラインから取引業者からの誓約書の徴取に関する部分を抜粋したものです。 今般、研究所がお願いいたしました誓約書の提出についての背景となるものです。取引業者 の皆様におかれましては、何卒、事情をご承知いただき協力くださいますよう、宜しくお願 い申し上げます。 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) 平成19年2月15日 (平成26年2月18日改正) 文部科学大臣決定 (抄)

(機関に実施を要請する事項)

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

(実施上の留意事項)

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の入札(公募・企画競争を含む)に参加される皆様方へ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に おいて、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等 の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。 (応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。)

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外
- (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
 - ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

競争加入者心得

(趣旨)

- 第1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という)で発注する工事の 請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程(以下「会計規程」という。)、独立行 政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則(以下「会計細則」という。)及び文部科学省 発注工事請負等契約規則に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。 (競争加入者の資格)
- 第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者(以下「競争加入者」という。) は、会計細則第31条及び第32条の規定に該当しない者であって、契約担当役独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長(以下「契約担当役」という)が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第4 第3に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区分	種類類	価 値
ア	国 債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金
		額又は登録金額と異なるときは発行価額)
		の8割に相当する金額
ウ	銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林	同 上
	中央金庫又は全国を地区とする信用金庫	
	連合会の発行する債券	
エ	日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第	同 上
	87号)附則第2項の規定による廃止前	
	の日本国有鉄道法第1条の規定により設	
	立された日本国有鉄道及び日本電信電話	
	株式会社等に関する法律(昭和59年法	
	律第85号)附則第4条第1項の規定に	
	よる解散前の日本電信電話公社が発行し	
	た債券でイ以外のもの	
オ	地方債	債券金額
カ	契約担当役が確実と認める社債	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金
		額又は登録金額と異なるときは発行価額)
		の8割に相当する金額

キ	銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し又は支	小切手金額
	払を保証した小切手	
Ź	銀行又は契約担当役が確実と認める金融 機関が引き受け又は保証若しくは、裏書 をした手形	手形金額(当該手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
ケ	銀行又は契約担当役が確実と認める金融 機関に対する定期預金債権	債権証書記載の債権金額
コ	銀行又は契約担当役が確実と認める金融 機関の保証	保証金額

(入札保証金等の納付)

- 第5 競争加入者は、入札保証金を別紙第1号様式の入札保証金納付書(以下「入札保証金納付書」という。)に添えて、出納専門役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部 財務課長(以下「出納専門役」という。)に提出しなければならない。
- 第6 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4のケに規定する定期預金債権であるときは、当該債権に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して、契約担当役に提出しなければならない。
- 第7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4のコに規定する金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書面を入札保証金納付書に添付して、契約担当役に提出しなければならない。
- 第8 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第6及び第7に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、出納専門役に提出しなければならない。
- 第9 競争加入者は、第5から第8までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を 提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮 に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他 の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額 面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名(法人 にあっては、その名称又は商号)を明記するものとする。
- 第10 競争加入者は、保険会社との間に研究所を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を契約担当役に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第11 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方

となるべき者に対しては契約書をとりかわした後(契約書を作成しないときは、契約事項の 履行を開始した後)にこれを還付するものとする。

(入札保証金の研究所帰属)

第12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を 結ばないときは、研究所に帰属するものとする。

(入札)

- 第13 競争加入者は、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し、また暴力団排除に 関する誓約事項(別添)に同意の上、入札しなければならない。この場合において、契約書 案、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めること ができる。
- 第14 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は 入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示して はならない。
- 4 第2項及び前項の入札金額には、入札保証金の金額等(利付国債の総額、銀行等の保証に 係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。)又は契約保証の予約に係る契約希 望金額若しくは保証金額を含むものとする。

(入札辞退)

- 第15 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、 入札を辞退することができる。
 - 一 入札執行前にあっては、別紙第2号様式の入札辞退届を契約担当役に直接持参又は郵 送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。
 - 二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、契約担当役に直接提出するものとする。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるも のではない。

(代理人)

- 第16 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。
- 第17 競争加入者は、会計細則第31条及び第32条の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

(入札場の自由入退場の禁止)

第18 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び第30の立会い職員以外の者は入場することができない。

- 第19 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。
- 第20 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、契約担当役により 競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び身分証明書並びに代理人をして 入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- 第21 競争加入者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- 第22 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。
- 第23 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入 札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

- 第24 競争加入者は、別紙第3号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封 し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)及び入札名 称を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出し なければならない。
- 2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不 穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書 及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。
- 第25 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、 その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を 記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

- 第26 競争加入者又はその代理人は、入札書の入札金額を訂正してはならない。 (入札書の引換え等の禁止)
- 第27 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。 (競争入札の取りやめ等)
- 第28 契約担当役は、競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(無効の入札)

- 第29 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。
 - 一一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - 二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
 - 三 入札件名の表示、入札金額の記載のない入札書

- 四 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の記載 及び押印のない又は判然としない入札書
- 五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書(記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
- 六 入札件名の表示に重大な誤りのある入札書
- 七 入札金額の記載が不明確な入札書
- 八 入札金額を訂正した入札書
- 九 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- 十 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の 提出した入札書
- 十一 その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第30 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、 競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会 わせてこれを行う。

(落札者の決定)

- 第31 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格(会計規程第57条第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が研究所にとって最も有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- 第32 予定価格が1千万円を越えるものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格(会計規程第57条第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が研究所にとって最も有利なものの次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、契約担当役の行う調査に協力しなければならない。
- 第33 予定価格が1千万円を越えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結 することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めら れるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格 (会計規程第57条第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が研究所にと って最も有利なものの次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすること がある。

第34 第32及び第33の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第35 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入 札がないときは、再度の入札を行うことがある。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第36 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者に くじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又は くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引 かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

- 第37 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当役から交付された契約書案に 記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるとき は、契約担当役が合理的と認める期間)に契約書の取りかわしを行うものとする。
- 第38 落札者が第37に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消す ものとする。

(請書等の提出)

第39 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第37に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を契約担当役に提出しなければならない。

ただし、契約担当役がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金の納付等)

- 第40 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。
- 第41 契約の相手方は、契約保証金を研究所が指定する口座に振り込み、別紙第4号様式の 契約保証金納付書(以下「契約保証金納付書」という。)を出納専門役に提出しなければな らない。
- 第42 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保 に関する定めを準用する。
- 第43 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値 は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、 契約担当役に提出しなければならない。
- 第44 契約の相手方は、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を契約担当役に提出しなければならない。
- 第45 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を契約担当役に提出しなければならない。

第46 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、出納専門役が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りでない。

(契約保証金の研究所帰属)

第47 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、研究所に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第48 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保 証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。 (異議の申立)

第49 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又 は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

入 札 辞 退 届

工 事 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水設 備改修工事

このたび、都合により入札を辞退いたします。

令和 年 月 日

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 御中

競争加入者 〔住 所〕 〔氏 名、押印〕 入 札 書

工 事 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水設備改修工事

入札金額 金

円也(税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水設備改修工事」を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和5年9月28日

契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理 事 長 中 村 信 一 殿

競争加入者

住 所

氏 名

印

【入札書記載例1:競争加入者本人が入札する場合】

第3号様式

入 札 書

工 事 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水設備改修工事

入札金額 金

円也(税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水設備改修工事」を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和5年9月28日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理 事 長 中 村 信 一 殿

競争加入者

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇1-1-1

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

代表者

- (1)競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2)入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例2:代理人が入札する場合】

第3号様式

入 札 書

工 事 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水設備改修工事

入札金額 金

円也 (税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水設備改修工事」を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和5年9月28日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理 事 長 中村信一 殿

競争加入者

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇1-1-1

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

代 理 人 〇〇株式会社

○○支社長

代理人印

※委任状届出印

- (1)競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を 記載すること。
- (2) 代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、 その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理 人の氏名を記載し、かつ、押印(外国人の署名を含む。)すること。
- (3)入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例3:復代理人が入札する場合】

第3号様式

入 札 書

工 事 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水設備改修工事

入札金額 金

円也 (税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水設備改修工事」を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和5年9月28日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理 事 長 中 村 信一 殿

競争加入者

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇1-1-1

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

復代理人 〇〇株式会社

0000

復代理人印

※委任状届出印

- (1)競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を 記載すること。
- (2)復代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、 その名称又は商号及び代表者の氏名)、復代理人であることの表示並びに当該復 代理人の氏名を記載し、かつ、押印(外国人の署名を含む。)すること。
- (3)入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

表面

件 名 「独立行政法人国立特別支援総合研究所 研究管理棟他給排水設備 改修工事」

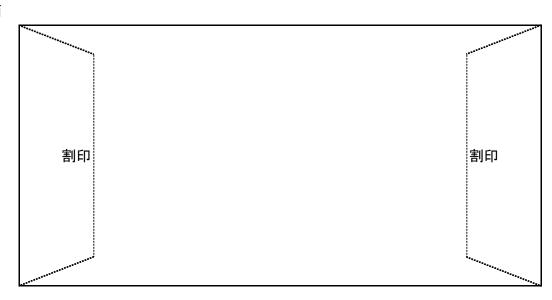
「入札書在中」

入札日 令和5年9月28日

会社名

代表者名

裏面



令和	年	日	В

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住所委任者(競争加入者)社名又は商号代表者氏名

印

私は、

を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年9月28日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立 特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人)

使用印鑑

- (1) 代理人印欄は、代理人の使用する印鑑(外国人の署名を含む。) を押印すること。
- (2) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例1:社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 年〇月〇日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市野比64

委任者 (競争加入者) 社名又は商号 (株)横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、野比 静 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年9月28日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立 特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事」の一般競争入札に関する件

受任者 (代理人)

使用印鑑

野比

横須賀市野比64

(株)横須賀国立商事 野比 静

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所

委任者 (競争加入者) 社名又は商号

代表者氏名

囙

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年9月28日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立 特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事」の一般競争入札に関する件

受任者 (代理人)

使用印鑑

委任事項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 契約に関する納入 (完了) 及び取下げに関する件
- 4 契約代金の請求及び受理に関する件
- 5 復代理人の選任に関する件

- (1) 代理人印欄は、代理人の使用する印鑑(外国人の署名を含む。) を押印すること。
- (2) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例2:支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

2023年〇月〇日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市野比64

委任者(競争加入者) 社名又は商号 (株)横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間に おける下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年9月28日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立 特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人) 横須賀市久里浜79-9

(株) 横須賀国立商事 久里浜支店

支店長 久里浜 英樹 使用印鑑

支店長印

委任事項 1. 入札及び見積りに関する件

- 2. 契約締結に関する件
- 3. 契約に関する納入(完了)及び取下げに関する件
- 4. 契約代金の請求及び受理に関する件
- 5. 復代理人の選任に関する件

備考

これは、参考例であり必要に応じ、適宜追加、修正等があっても差し支えないこと。

令和	年	日	В

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 御中

生 所 委任者(競争加入者の代理人) 社名又は商号 代表者氏名

私は、を 下記の一切の権限を委任します。 の復代理人と定め

記

令和5年9月28日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立 特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事」の一般競争入札に関する件

受任者 (競争加入者の復代理人) 使用印鑑

(委任状記載例3:支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

令和○年○月○日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市久里浜79-9

委任者 (競争加入者の代理人) 社名又は商号 (株)横須賀国立商事 久里浜支店

代表者氏名 支店長 久里浜 英樹

支店長印

私は、浦賀三郎 を(株)横須賀国立商事 代表取締役 野比 伸太(競争加入者)の復代 理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年9月28日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立 特別支援教育総合研究所 研究管理棟他給排水設備改修工事」の一般競争入札に関する件

受任者(競争加入者の復代理人)

使用印鑑

浦賀

横須賀市久里浜79-9

(株) 横須賀国立商事 久里浜支店

浦賀 三郎

備考

(1) この場合、競争加入者からの代理委任状(復代理人の選任に関する委任が含まれていること。)が提出されていることが必要であること。(委任状記載例2を参照)

委任状参考資料

- ○競争加入者本人が入札 → 委任状必要なし
- ○社員等が競争加入者の代理人として入札 → 委任状〔委任状記載例1〕が必要
- ○支店長等が競争加入者の代理人として入札 → 委任状〔委任状記載例2〕が必要
- ○支店等の社員等が競争加入者の復代理人として入札
 - → 委任状〔委任状記載例2、委任状記載例3〕が必要

契約保証金納付書

金	円也
---	----

工事名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水設備改修工事

上記工事の契約保証金として、上記金額を納付します。

この契約保証金は、契約上の義務を履行しないときは、研究所に帰属するものであることを了承しました。

令和 年 月 日

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 御中

受 注 者 〔住 所〕 〔氏

名、押印]

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約いたします。

記

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

入札説明書交付申込書 (令和5年9月14日付け公告分)						
申込年月日	令和 年	月	日			
件名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水 名 設備改修工事					
会 社 名						
電話番号	()		代表者」			
資格参加者の等級及び期間 等級 期間 ~						

入札説明書等受領書

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課施設専門職員 殿

(件 名) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟他給排水 設備改修工事

令和5年 月 日

上記の入札説明書一式を受領しました。

受領者 住 所

会社名

受領者

印

参加資格写し 参考見積書

名刺添付